

新潟市の環境



写真「新潟市中央卸売市場に設置した太陽光パネル（新潟スワンエネルギー）」

令和 3 年版

新 潟 市



新潟市徽章

港のしるし錨と中央の五をもって安政5年通商条約により指定された五港を意味し、これに雪環を頂かせて五港の一つ新潟をあらわす。(明治41年3月4日制定)

本市の木 ヤナギ

本市の花 チューリップ

本市の鳥 ハクチョウ

新潟市民憲章

わたしたちのめざす新潟

信濃、阿賀野のゆたかな川の流れが海にそそぎいるところ、ここがわたしたちのまち新潟。日本海に沈む夕日が美しい。海のかなたの国ぐにむけて開かれたこの港まちは、流れのほとりの木のように、いよいよ育ち、栄えている。人びとは、昔から、力を合わせ、ねばり強く、この自由な開かれたまちを築いてきた。

さあ、わたしたちも、いま、たしかな一歩を踏み出そう。
わたしたちが望む新潟をめざして！

ゆたかな海の幸と田畑のみのり。
新潟は、自然がいかされ、まもられるまち。

働くよろこび、憩いの静けさ。
新潟は、活気にあふれ、落ちつきのあるまち。

すこやかな生活は、わたしたちすべての願い。
新潟は、みんなで生きるために、助け合うまち。

はぐくむ心が、いのちを育てる。
新潟は、一人ひとりが大切にされ、いかされるまち。

海のむこうは、友となる国ぐに。
わたしたちは、世界の平和のかけ橋となる。

(平成元年4月1日制定)

はじめに

新潟市は、高次都市機能を備える一方で、河川や潟などの水辺空間をはじめ、田園、里山などの自然環境に恵まれた都市です。

市民や事業者の皆さまと協働で、低炭素社会・循環型社会を創造し、新潟市の豊かな自然環境を次世代に継承する環境保全の取り組みを進めることで、「田園と都市が織りなす、環境健康都市」の実現に努めています。

近年、記録的な猛暑、集中豪雨、大型台風など、地球温暖化が原因とされる災害が増加しています。こうした自然の猛威は市民生活への大きなリスクとなります。

世界各国が温暖化対策を喫緊の課題と認識し、脱炭素化に大きく舵を切るなか、我が国は「2050年カーボンニュートラル*」を目指すことを宣言し、本市においても、令和2年12月に「2050年ゼロカーボンシティ*」の実現を目指すことを表明しました。

地球温暖化対策は、環境課題解決のみならず、地域経済活性化や快適性向上など副次的な効果をもたらし、経済・社会的な地域課題の解決にも貢献します。令和2年度は、企業等における温暖化対策や脱炭素経営への支援のほか、エネルギーの地産地消をはじめ、再生可能エネルギー比率の高い電気の普及促進など、環境・経済・社会の好循環とゼロカーボンシティの実現に向け取り組みました。

循環型社会の推進では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を優先した3R意識啓発として、生ごみの減量・食品ロスの削減に向けた取り組みを進めたほか、さまざまな媒体を活用した意識啓発に取り組みました。

本書は、令和2年度における本市の環境の現状と施策の実施状況をまとめたものです。本市の環境の現状と対策についての理解をさらに深めていただくとともに、環境保全活動の参考になれば幸いです。

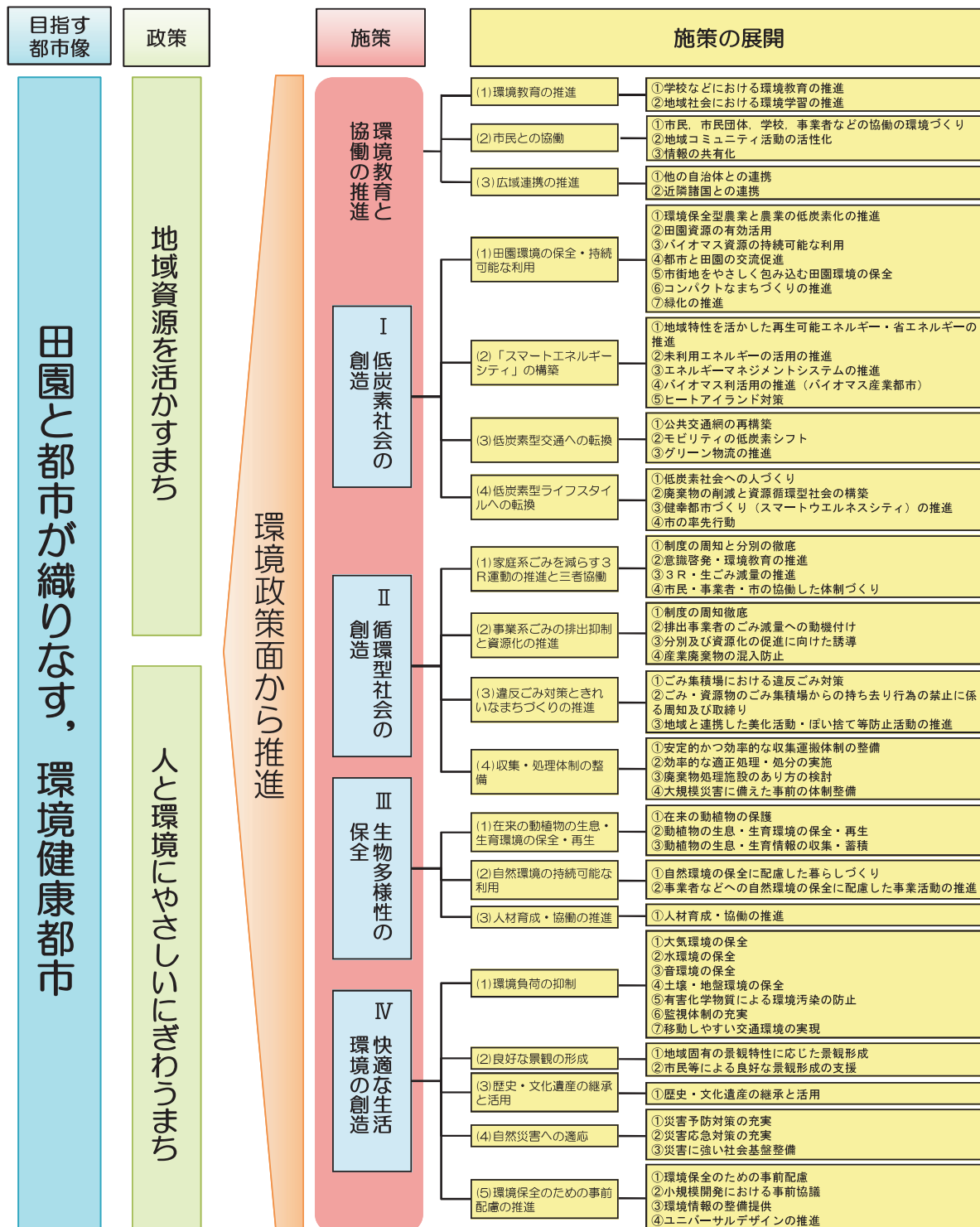
令和3年12月

本書（新潟市の環境）について

本書は、新潟市環境基本条例*第7条に基づく年次報告書として、本市における令和2年度の環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等についてまとめたものです。

なお、新潟市環境基本計画では、本市の目指す環境都市像として「田園と都市が織りなす、環境健康都市」を掲げ、次のように施策の大綱を設けています。本書では、この施策の大綱に沿って、本市が実施した環境の保全に関する施策の実施状況等をまとめています。

第3次 新潟市環境基本計画 施策の大綱



目次

はじめに

本書（新潟市の環境）について

巻頭特集	新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議について	1
	食品ロスについて	3
	令和2年度の環境状況及び環境の保全に関わる施策の実施状況等について	4
第1章	協働と学習で開く環境未来	5
1	環境教育の推進	5
2	市民との協働	7
3	広域連携の推進	9
第2章	低炭素社会の創造	10
1	田園環境の保全・持続可能な利用	12
2	「スマートエネルギーシティ」の構築	14
3	低炭素型交通への転換	16
4	低炭素型ライフスタイルへの転換	17
第3章	循環型社会の創造	20
1	家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働	21
2	事業系ごみの排出抑制と資源化の推進	23
3	違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進	24
4	収集・処理体制の整備	25
第4章	生物多様性の保全	27
1	在来の動植物の生息・生育環境の保全・再生	28
2	自然環境の持続可能な利用	30
3	人材育成・協働の推進	31
第5章	快適な生活環境の創造	32
1	環境負荷の抑制	33
2	良好な景観の形成	38
3	歴史・文化遺産の継承と活用	39
4	自然災害への適応	39
5	環境保全のための事前配慮の推進	40
資料編		
1	新潟市環境基本条例	42
2	用語集	44

※用語集掲載の語句については本文中に*を記載しています。

巻頭特集

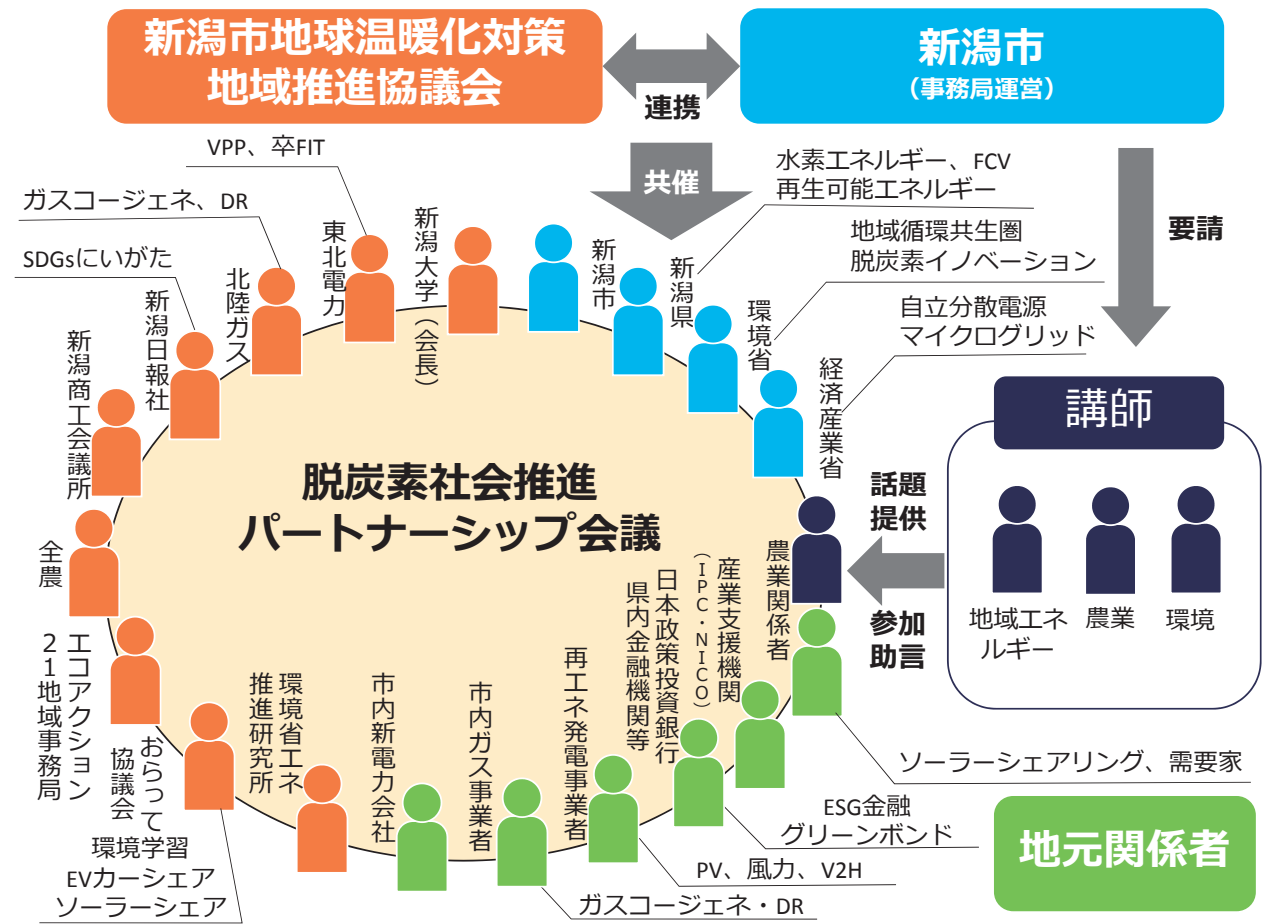
新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議について

<事業概要>

本市と新潟市地球温暖化対策地域推進協議会は、新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）に掲げる連携・協働プロジェクトとして、地域事業者主体による自立分散型再生可能エネルギー大量導入の仕組みづくりを目指し、地域関係者間による情報共有・協議等を目的とした「新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議」（以下パートナーシップ会議）を令和2年度に立ち上げました。

地元企業や団体、金融機関、行政など多様な主体が連携・協働し、再生可能エネルギーなど脱炭素に関するビジネスの情報共有を図り、新たなビジネス展開につなげることにより、新潟地域における脱炭素の取り組みと地域経済の活性化、双方の向上に取り組んでいます。

[会議のイメージ]




[会議参加者]

新潟市地球温暖化対策地域推進協議会会員，市内電力会社，市内ガス事業者
関係事業者，金融機関，関係支援機関，行政

令和2年度の主な取り組み

R2.10	第1回パートナーシップ会議開催 講演「我が国の温室効果ガス削減目標と2020年の排出量予測」ほか
R2.11	第2回パートナーシップ会議開催 講演「小田原市EVを活用した地域エネルギー・マネジメントモデル」 講演「新潟にしかん地域循環共生圏協議会の取組について」 部会1：エネルギーアライアンス構築部会 部会2：脱炭素経営企業応援部会 ほか
R2.11	現地見学会 「完全自家消費型太陽光発電設備」
R2.12	第3回パートナーシップ会議開催 講演「失敗しないソーラーシェアリングのために」ほか
R3.2	シンポジウム 講演「脱炭素社会の潮流と企業・地域の価値向上について」 合同プレス発表「0円ソーラー事業」ほか

令和3年度の主な取り組み

R3.7	第1回パートナーシップ会議開催 講演「地熱発電・温泉資源を活かしたローカルSDGsの挑戦」 講演「地中熱のススメ」ほか	
R3.10	脱炭素経営 省エネ実践セミナー 講演「省エネ・環境対策に関する最近の動向」ほか	
R3.11	第2回パートナーシップ会議開催 講演「SPERA水素の実用化と水素社会への貢献」ほか	

<0円ソーラー事業・共同購入キャンペーン事業>

パートナーシップ会議に参加している太陽光発電関係の事業者が連携し、初期費用が0円で維持管理も必要ない「0円ソーラー事業」の共同PRを実施しました。また、太陽光発電の共同購入のキャンペーンを行うなど脱炭素社会推進に向けて太陽光発電の普及と地域経済の活性化に取り組んでいます。




<今後の展望>

今後も脱炭素社会推進のために情報共有・交換の場、さらには新たな事業創出の場として取り組みを進めていきます。



巻頭特集

「食品ロス」について

○「食品ロス」とは

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。



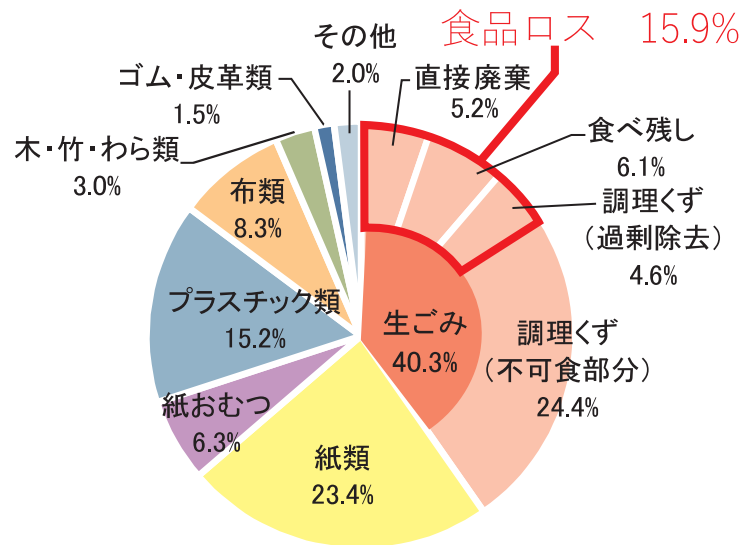
SDGsに掲げられた目標「12つくる責任 つかう責任」の中でも、食品ロスの削減はターゲットのひとつとしてうたわれています。

○新潟市の状況

新潟市の家庭から出る燃やすごみのうち、約40%が生ごみです。さらにその約40%（全体の15.9%）が、食べ残しや、賞味期限が過ぎて捨てられた食品などの食品ロスです。

事業系のごみでも、可燃ごみの約20%が食品ロスとなっており、家庭系及び事業系のごみ排出量から算出すると、1年間に34,153 t（令和2年度）の食品ロスが発生しています。

これを1人1日あたりに換算すると、約120g。私たちは、おにぎり1個分の食品を毎日捨てていることになります。



平成30年度新潟市ごみ・資源組成調査（家庭系燃やすごみ）

ごみ・資源組成調査（食品ロス含む）は、令和3年度も実施。令和4年8月に確定値を公表予定。

○食品ロスを減らすために

食品ロスを減らすためには、市民一人ひとりの意識が大切です。日々の生活の中で、食品ロスを出さないよう心がけましょう

📍冷蔵庫の整理

冷蔵庫整理は、購入したまま忘れていた食品や、期限の迫っている食品を見つけるきっかけになります。

📍家庭での調理

料理を作りすぎない。食材は上手に使い切りましょう。

📍フードバンク・フードドライブ

未使用食品などを持ち寄り、福祉施設や団体に無償で寄付する活動です。



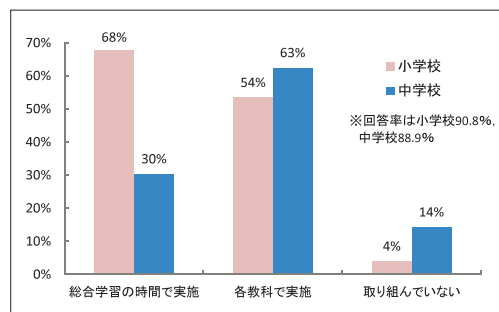
令和 2 年度の環境の状況及び
環境の保全に関わる施策の実施状況等について

第1章 協働と学習で開く環境未来

現状と課題

<環境教育>

子どもたちへの環境教育において重要な役割を担う学校では、各教科や総合的な学習の時間などを活用し、自然調査、学校ビオトープ*づくり、リサイクル活動、清掃活動、グリーンカーテン*づくりといった多彩な環境教育に取り組んでいます。学校の取り組みレベルに合わせて、効果的な環境教育をさらに充実させていくことが必要です。

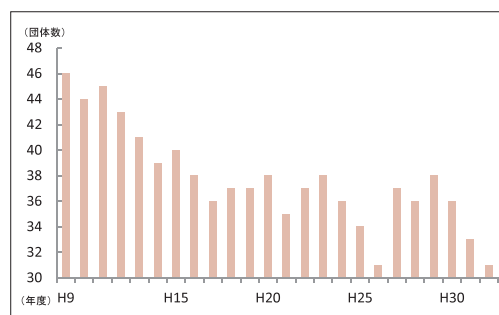


図表1-1 小中学校における環境教育の実施状況

一番身近な環境教育や環境行動の場である家庭や地域では、家庭生活、地域活動、行事、清掃活動などを通して、身近な環境を守り大切にしようとする心を育むことが期待されます。しかし、近年は地域の結び付きが弱まってきているため、家庭や地域での活動を支援し、地域を通じた環境教育を充実させる必要があります。

<市民との協働>

市内には幅広く環境保全活動を展開する市民、市民団体、事業者などがいます。しかし、その存在や活動内容が広く市民に知られておらず、参加者の減少や活動の衰退などが課題となっています。幅広い世代からの参加者を増やし、活動を活性化させていくためには、活動の内容を広く知ってもらうとともに、各主体が連携しながら取り組みを進めていくことが必要です。



図表1-2 にいがた市民環境会議*会員数の推移

地域における課題を地域が主体となって解決するため、自治会・町内会を中心とした地域のさまざまな団体などにより構成される地域コミュニティ協議会*が市内全域で結成されています。今後ますます多様化する地域の課題やニーズに的確に対応するため、地域コミュニティ協議会やNPO*と行政が積極的に協働を進めていく必要があります。

<広域連携の推進>

市域を超える問題や多様化・グローバル化する環境問題の解決に向けて、近隣市町村や環境先進都市・国と連携を図っています。

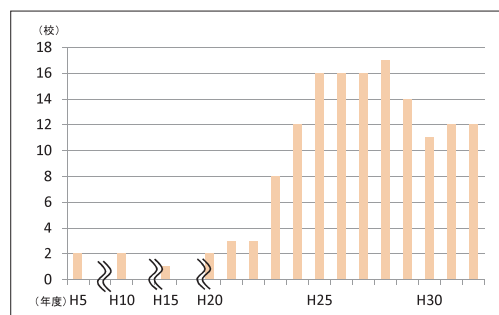
施策展開

1 環境教育の推進

(1) 学校などにおける環境教育の推進

(ESD*環境学習モデル校支援事業)

モデルとなるESD・環境学習を実践する小学校を「ESD環境学習モデル校」として指定し、取り組みに係る経費について支援を実施しています。指定校の取り組みの成果については、市から各学校へ周知を行っています。令和2年度は、12校の指定を行いました。



図表1-3 ESD環境学習モデル校の指定数の推移 (H27までは環境教育実践協力校)

令和2年度 E S D環境学習モデル校	東山の下, 沼垂, 上所, 鳥屋野, 女池, 有明台, 東曾野木, 早通, 新津第一, 小合東, 味方, 五十嵐
------------------------	---

(出前講座「ごみのお話し」の実施)

清掃事務所の職員がごみ収集車で小学校へ出向き、収集車の構造や操作方法を説明します。

実際に擬似ごみを使ったごみの積み込み作業の見学や「ごみ分別クイズ」等を行うことで、児童のごみ分別への関心を深め、環境意識の向上を図ります。令和2年度は、53校3,210人の児童が参加しました。

(環境教育副読本の配布)

環境学習の副教材として、副読本を作成し、小学4年生と中学1年生に配付しています。令和2年度は小中学校合わせて、約13,500人の児童・生徒に配付しました。冊子は、市ホームページからダウンロードできます。



環境教育副読本 (左:小学生用, 右:中学生用)

(環境と人にやさしい敷地内緑化推進支援事業)

温室効果ガスの減少と子どもたちと緑とのふれあいを目指し、各学校・園の敷地内緑化(樹木の植樹)を推進します。令和2年度は、11校園にて敷地内緑化を行いました。

(地域の特色を活かした環境学習支援事業)

各区1校を目安にして、地域の特色を活かした環境学習モデル校として認定し、新潟水俣病*を学習内容に取り入れた環境学習の一層の推進を支援します。令和2年度には11校を認定しました。

(2) 地域社会における環境教育の推進

(環境講座・イベントの開催)

自治会や町内会，地域住民を対象に環境保全の理解を深めるため，下記のとおり講座・イベントを開催しました。令和2年度は，新型コロナウイルス感染症の影響により，講座やイベントの開催が難しい事業もありました。

図表1-4 環境講座・イベントの一覧

	内容	実績（令和2年度）		所管課
		開催回数(回)	延べ参加人数(人)	
環境講座	市政さわやかトーク宅配便			
	ごみ減量・リサイクルについて	4	67	廃棄物対策課
	気候変動の現状と将来予測	3	40	環境政策課
	エコライフ講座（減らそう！生ごみ）	1	37	循環社会推進課
	小学校地域学習事業	1	45	中央公民館
	あきはっ子里山体験隊	1	16	中央公民館
	絵本ボランティア事業	6	34	中央公民館
イベント	市民探鳥会	1	50	環境政策課
	里潟*観察会	2	45	環境政策課
	越後新川流域清掃活動	2	140	中央公民館
	花いっぱい運動	2	103	中央公民館
	地下道清掃	1	40	中央公民館

2 市民との協働

(1) 市民，市民団体，学校，事業者などの協働の環境づくり

(にいがた市民環境会議*)

市民・事業者・行政のパートナーシップのもと，それぞれの立場を尊重した連携を模索し，さまざまな環境情報を収集・発信することを通じて，参加団体の自主的な環境保全活動を推進する「にいがた市民環境会議」が設置されています。令和2年度の会員数は，31団体であり，本市は事務局の役割を担っています。

(2) 地域コミュニティ活動の活性化

(地域活動補助金の交付)

地域コミュニティや自治会，その他団体による自主的・主体的なまちづくり活動の取り組みの促進を図り，豊かな地域社会を実現するために，地域課題の解決を図る活動などに補助金を交付しています。令和2年度は，440件の申請に対し，421件の交付がありました。

(3) 情報の共有化

(インターネットによる情報提供)

市ホームページや外部サイトにより、環境に関する情報を提供しています。

図表1-5 外部サイト概要

環境総合サイト「エコやろてば!」	新潟市の大気常時監視
	
<p>環境関連の講座やイベントの開催案内・実施状況などを掲載</p>	<p>大気常時監視のデータ（速報値）をリアルタイムで提供</p>
<p>http://www.eco-yaroteba.jp/</p>	<p>https://taiki.city.niigata.lg.jp/</p>
潟のデジタル博物館	
	 <p>Character Design: Ga2Ga4</p> <p>新潟市地球温暖化防止キャラクター「とめドキくん」</p>
<p>新潟市内に点在する湖沼「潟」に関わる資料や情報を提供</p>	
<p>http://www.niigata-satokata.com/</p>	

3 広域連携の推進

(1) 他の自治体との連携

(大都市環境保全主管局長会議等への参加)

各都市が抱える環境課題について意見交換などを行う会議に参加し、情報の共有や連携を図っています。

(2) 近隣諸国との連携

(東アジア酸性雨モニタリングネットワーク* (E A N E T))

E A N E Tは、平成13年1月に本格稼動した東アジア地域の13カ国からなる国際的ネットワークであり、酸性雨問題に関する調査・研究や普及活動を行っています。本市にはE A N E Tの一般財団法人日本環境衛生センター・アジア大気汚染研究センターがあり、その活動に対し、人的・資金的に側面支援を行っています。



アジア大気汚染研究センター(ACAP)全景



ACAPの政府間会合(IG)の様子(2019)

(東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップへの参加)

東アジア・オーストラリア地域において、渡り鳥の保全に関わるさまざまな主体の国際的な連携・協力のための枠組みを提供することにより、鳥類の重要生息地の国際的なネットワークを構築するとともに、その普及啓発及び保全活動を促進することを目的として、平成18年11月に東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップが設立されました。

渡り鳥を保護するためには国境を越えた協力が不可欠であることから、本市も「福島潟」及びラムサール条約湿地*「佐潟」を登録地として、パートナーシップに参加しています。

評価指標の達成状況

新潟市環境基本計画での指標項目	計画策定時点 (平成25年度)	実績 (令和2年度)	目標 (令和4年度)
低炭素社会*の創造、循環型社会*の創造、生物多様性*の保全、快適な生活環境の創造の各施策に掲げる目標を当該施策に掲げる指標とします。			

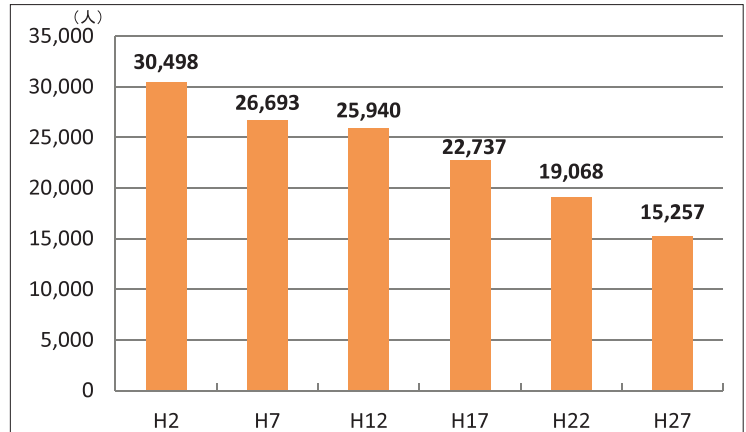
第2章 低炭素社会*の創造

現状と課題

<田園風景>

本市は、農地が市域の約46%を占めており、市街地近傍に新潟市の鳥「ハクチョウ」をはじめ多くの渡り鳥が飛来する里潟*が存在するなど、都市と自然との調和が保たれた田園型都市です。食、産業、雇用・活動の場、エネルギー、文化・伝統、地域の結束などさまざまな価値の源である田園環境は、市民にとってはもちろん、そこに住む動植物にも必要不可欠な環境となっています。

本市は、都市として国内有数の農業生産の実績をもつ一方で、米価が下落傾向にあることや後継者不足などから、就業者数の減少や耕作放棄地の拡大が懸念されており、将来における農地の健全な保全が課題です。また、農地の状態を良好に維持し、食の安心安全を一層高めるため、化学肥料・化学合成農薬をできる限り減らし、田園環境への負荷を低減させていく農業が求められます。



図表2-1 農業就業人口の推移（出展：「農林業センサス」農林水産業）

農作物の供給地と需要地の距離をできるだけ短くして、輸送に際して発生する二酸化炭素の削減を図る必要があります。そのためには、市街地に隣接して広がる田園から出荷される新鮮な農作物を、できる限り近いところで消費できる環境整備や地元産品購入への理解浸透が必要です。

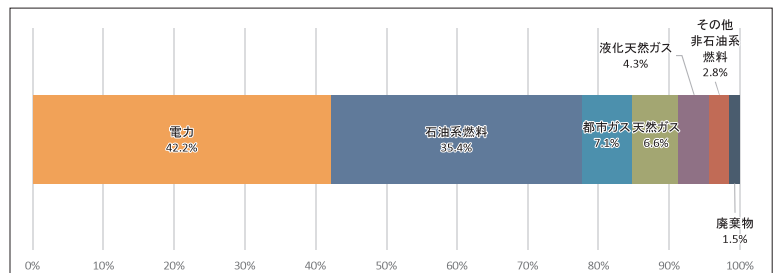
土地利用の約半分を農地が占める本市では、未利用の田園資源（バイオマス*）の利用拡大を図っていくことが必要です。また、農業系バイオマス資源*の収集や活用には、コスト低減やバイオマスエネルギーの利用拡大につながる仕組みづくりが重要です。

<エネルギー>

日本では2020年10月に「2050年カーボンニュートラル*」を目指すことを宣言するとともに、2021年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を示しました。実現に向け大きなカギを握るのは、エネルギーの需給構造の変革です。

2021年は、エネルギー政策を進める上でのすべての原点となった東日本大震災から10年となる節目の年です。10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、安全性の確保を大前提に、安定的で安価なエネルギー供給の確保と、気候変動への対応を進めるということを重要なテーマとしています。

2030年に向けては、国が再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促進することを踏まえ、本市においても「2050年ゼロカーボンシティ*」の実現を目指し、エネルギーの地産地消をはじめ、再エネ・省エネ



図表2-2 本市のCO₂排出量エネルギー別内訳（2018年度暫定値）

設備や蓄電池，およびガスコージェネレーション等の分散型電源の導入を進めるなど，取り組みを加速させていく必要があります。

＜二酸化炭素排出量＞

本市では，令和2年3月に策定した「新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）－環境モデル都市推進プラン－*」に基づき，市域から排出される二酸化炭素排出量を平成25年度比で令和6年度までに30%削減することを目標としています。平成30年度の二酸化炭素排出量は637万tで，基準年度比は19.5%減です。部門別で見ると，産業部門の排出量が最も大きく，次いで運輸部門，家庭部門の順となっています。

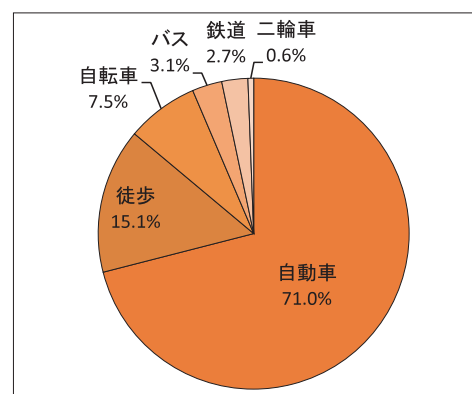
図表2-3 本市の部門別二酸化炭素排出量

	部門	平成25年度 (基準年度)	平成29年度	平成30年度			
		排出量 (万トン)	排出量 (万トン)	排出量 (万トン)	割合 (%)	増加率 (%)	
						前年度比	基準年度比
エネルギー 起源	産業部門	264.2	213.3	205.7	32%	-3.5%	-22.1%
	家庭部門	179.5	150.0	141.2	22%	-5.8%	-21.3%
	業務部門	162.6	132.6	125.7	20%	-5.2%	-22.7%
	運輸部門	149.1	149.9	148.3	23%	-1.1%	-0.5%
非エネルギー 起源	廃棄物部門	12.1	9.6	9.5	1%	-1.6%	-21.8%
	工業プロセス	15.3	0.0	0.0	0%	0.0%	-100.0%
	エネルギー転換部門	8.0	7.8	6.3	1%	-18.7%	-20.7%
合計		790.8	663.3	636.8	100%	-4.0%	-19.5%

※四捨五入の関係により合計値が合わない場合があります。

超高齢・少子社会を背景に本市の人口は減少傾向にありますが，世帯数は増加傾向が続いています。平成30年度の家庭部門の排出量を世帯当たりで見ると，本市は4.2t-CO₂/世帯で，全国の2.9t-CO₂/世帯の約1.4倍です。世帯当たり人員は，本市で約2.3人，全国で約2.2人となっています。本市は夏季は暑く冬季は寒さが厳しいうえ，1住宅当たりの延床面積が109.3m²*と全国平均（93.0m²）より広いため，冷暖房に使用するエネルギーが多くなることから，本市の家庭部門の排出量が多い要因の一つと考えられます。

※平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）



図表2-4 本市の代表交通手段構成 (H28)

また新潟市は，自動車分担率が約7割と高く，市内の交通は自動車に依存しており，人口一人あたりの運輸部門の二酸化炭素排出量の多さは，全国政令市の中でも常に上位となっています。人の移動に係る二酸化炭素排出量は，自動車がバスの約2倍*，電車の約7倍*であることから，過度な自動車利用を見直し公共交通などへ転換することが有効です。また，自動車を利用する場合のエコドライブ*のほか，低燃費車や電気自動車*，ハイブリッド車*などの低炭素モビリティ*の普及を推進し，自動車単体の排出量を削減していくことも必要となります。

※温室効果ガス排出・吸収量の算定と報告 2019年度温室効果ガス排出量要因分析PDF版（環境省）

施策展開

1 田園環境の保全・持続可能な利用

(1) 環境保全型農業*と農業の低炭素化*の推進

(環境と人にやさしい農業の支援)

良好な農地と生物多様性*の保全のため、環境保全型農業*や資源循環型農業に資する機械・施設の整備や、5割減化学肥料・化学合成農薬栽培に取り組む農家に対して補助金を交付しています。令和2年度は79件の農業者団体等を支援しました。

また、地球温暖化防止を目的とした農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農家を支援しました。令和2年度は91件の農家を支援しました。

(2) 田園資源の有効活用

(新潟ニューフードバレー*の形成)

食産業No.1都市を目指し、新潟市の持つ圧倒的な農業生産力と都市機能を活かして、農商工連携や6次産業化、食品リサイクルなどを推進し、農業を含めた食産業全体が連携を図りながら共に成長し発展するよう取り組みを進めます。令和2年度は、市内5部において、農商工連携や6次産業化、食品リサイクルの推進など関連30事業を実施しました。

(地産地消の推進)

田園部と都市部が近接する本市の地の利を活かして、地産地消を推進することにより、フードマイレージ*の低減を図ります。令和2年度は、市内産農産物等を販売し、地産地消に積極的に取り組む小売店や飲食店を地産地消推進の店に認定し、市内産農産物などの普及と消費拡大に努めました。



地産地消PR用のぼり旗

(地元産材の活用促進)

地元産材を活用することで輸送に係るエネルギー消費量を抑制するほか、地元林業を活性化し、温室効果ガス吸収源としての森林整備を促進します。令和2年度は、地元産木材使用を推奨するDVDの貸し出しやホームページでのPRを実施しました。



貸出しDVD

(3) バイオマス資源の持続可能な利用

(耕畜連携による再資源化の推進)

農業現場から発生する家畜排せつ物やもみ殻などを堆肥化し、それらを近隣圃場へ還元するなど、近距離エリア内における資源循環型農業を推進するための「資源循環システム」を南区で実施しました。令和2年度の実績は、散布面積152.3ha、堆肥供給量1,450tでした。

(4) 都市と田園の交流促進

(都市型グリーン・ツーリズムの推進)

本市の自然や農業環境、生物多様性*の恵みなどを観光資源として活用する農林漁業・自然体験受入先の支援を実施し、地域の農業や自然と共存する農の営みへの理解を深め、交流人口の拡大を図ります。令和2年度は、農業体験や生産者との交流などを通じ、農業・農村への理解を深めるとともに、農のある暮らしの楽しみ方を学ぶ場として、「収穫農園」を西区・西蒲区で実施しました。



グリーン・ツーリズムの様子

(新潟発わくわく教育ファームの推進)

全国初の公立教育ファームである「アグリパーク*」や「いとぴあ食花*」を中心に、学習と農業体験を結びつけた農業体験学習プログラム「アグリ・スタディ・プログラム」により、令和2年度は全ての小学校で農業体験学習を推進しました。



搾乳体験

(5) 市街地をやさしく包み込む田園環境の保全

(田園・里潟*・里山などの自然環境の保全)

本市の豊かな自然環境を象徴する「ハクチョウ」をPRしています。ハクチョウは、平成26年に実施した市の鳥総選挙により市の鳥に制定されました。本市では、ハクチョウガイドブックを作成し、特徴や生態について紹介しています。

(田園の防災機能の活用)

農地ならびに下流市街地の浸水被害を軽減するため、田んぼダムの取り組みを推進しました。



ハクチョウガイドブック

(6) コンパクトなまちづくりの推進

(暮らしやすい生活圏の実現)

都市の活力の持続性を高めるため、地区環境保全・再生まちづくり制度に基づく地区計画（坂井地区）を定めたほか、地域が主体となって移住・定住の取組みを行う移住モデル地区への支援を継続しています。

(7) 緑化の推進

(森林の保全)

海岸保安林等の松くい虫対策として、地域の実情に応じた予防と被害木の伐倒くん蒸を行いました。

また、「海の森の集い」を令和2年度は1回開催し、市民と協働して下草刈りなどの森林整備を行いました。

(身近な緑の確保)

市民と次世代を担う子どもたちにやすらぎと潤いを与える公園や緑地の整備を進めます。



下草刈りの様子



信濃川やすらぎ堤緑地チューリップ植栽事業

主な取組み (令和2年度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規11公園を供用開始 ● 緑化活動318団体に花苗の購入費を補助 ● 保存樹13本を指定
------------------	---

2 「スマートエネルギーシティ*」の構築

(1) 地域特性を活かした再生可能エネルギー*・省エネルギー*の推進

(再生可能エネルギー発電の推進)

太陽光や風力など、再生可能エネルギーによる発電設備の導入を進めます。また、大型風力発電の整備に向け、関係者との協議などを行っています。

(廃棄物発電の余剰電力を活用した低炭素な地域づくり)

地域新電力会社と連携し、公共施設などへ地域でつくられた再生可能エネルギー比率の高い低炭素な電力の導入を進めています。また、オンサイトPPAモデル*を用いた公共施設への太陽光発電の整備も行っていきます。

(秋葉区における低炭素な地域エネルギーの推進)

秋葉区内に本社を置く事業者との連携により、秋葉区内の市有施設に従来よりも低炭素で安価な電力を導入しています。電力供給に伴う残余利益は秋葉区に還元し、秋葉区の低炭素化事業に活用します。

(コミュニティにおける再生可能エネ・省エネの拡大)

自治会・町内会又はその連合組織が管理する防犯灯へのLED灯導入補助のほか、アーケード照明、街路灯照明、街区歩道照明のLED化を進める商店街団体へ支援を行いました。

指標項目	実績(累積)			
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
LED灯設置数【防犯灯】(灯数)	53,859	60,411	64,553	67,384
LED灯設置数【商店街】(灯数)	1,936	2,171	2,189	2,255

(公共施設における再生エネ・省エネの拡大)

「再生可能エネルギー*等導入推進基金」を活用し、照明の年間点灯時間が長い公共施設を対象に、照明器具をLEDに交換する工事を行いました。

令和2年度の実施施設数は12施設、交換基数は428基でした。交換によるCO₂削減効果は32.9t-CO₂/年になります。

(2) 未利用エネルギーの活用の推進

(廃棄物発電の推進)

廃棄物の焼却により発生する熱エネルギーを余熱利用施設での給湯や冷暖房などに利用したほか、発電を行い、その電力を施設内で使うとともに余剰電力の売却を行いました。令和2年度の売電量は、41,758MWhでした。

(下水熱の利活用と下水汚泥の消化ガス発電の推進)

下水道管からの熱回収や下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスを利用した発電など、下水道資源の多角的な利用を推進します。平成30年度は、車道融雪の特性を考慮した下水熱利用融雪技術の実証実験を行いました。また、令和2年度の下水汚泥消化ガス発電量は3,303MWhでした。



車道融雪設備設置状況

(3) エネルギーマネジメントシステム*の推進

(エネルギー需要抑制・シフトの推進)

エネルギーの需要抑制(省エネ)及びピークシフトを効果的に進めるためには、電力使用量を客観的に把握する必要があることから、デマンド監視装置などエネルギー使用量監視装置を活用したエネルギーの「見える化」を推進します。令和2年度末時点で導入済の20施設について契約電力の低減に効果がありました。

(地域エネルギーマネジメントシステムの推進)

西野中野山土地地区画整理事業が施行された若葉町地区(リンクタウン西野中野山)では、地域のまちづくりをサポートする西野中野山まちづくり株式会社が設立され、一般住宅へのHEMS*提供や一般住宅や事業所への太陽光パネルやエネファームなどの「創エネ」・「省エネ」設備の設置促進などによってエネルギーの見える化を図り、環境配慮型のまちづくりが進められています。

(ガスコージェネレーションの推進*)

総合的なエネルギー効率が高く、分散型電源*であるガスコージェネレーションの導入を推進します。本市では、平成19年度に新潟市民病院、平成28年度に新潟市亀田総合体育館で供用を開始しました。

(4) バイオマス*利活用の推進（バイオマス産業都市）

（植物系バイオマス利活用の推進）

植物系バイオマス資源を利用し、「チップ」、「ペレット」などの燃料を製造し、化石燃料*の代替エネルギーとして利活用すること等により、バイオマス資源の地産地消を目指します。

（廃食用油の利活用の推進）

家庭や学校給食から排出される廃食用油を回収して民間に売却し、飼料などの原料として活用しました。令和2年度は、区役所等市の窓口26か所、コミュニティ協議会や自治会87か所において家庭から37,000Lを回収し、学校からは45,000Lを回収しました。

（下水汚泥と刈草の混合消化）

中部下水処理場において、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスによる発電の実施と併せて、未利用バイオマスである堤防や公園からの刈草を下水汚泥と混合し、消化させることで消化ガスの発生量の増加を図る取り組みを実施します。

令和2年度は、5月から11月までの期間で、下水汚泥と刈草の混合消化を実施しました。

(5) ヒートアイランド対策

（都市緑化の推進）

本施策は、（身近な緑の確保）において定める施策を推進することにより、対策に努めています（14ページ参照）。

3 低炭素型交通*への転換

(1) 公共交通網の再構築

（都心アクセスの強化）

各地域と都心部（都心及び都心周辺部）とを結ぶアクセスの強化を図るため、各地域から都心部方向へ向かう既存のバス路線については、待合空間などを整備し、鉄道については、巻駅・新津駅においてパークアンドライド*の社会実験を継続しました。

（広域交通との連携強化）

新潟駅・新潟港・新潟空港など広域交通拠点*と、都心部及び基幹公共交通軸*沿線の連携を強化するため、新潟駅周辺整備事業の促進や、新潟駅から新潟空港までの間における空港リムジンバスの運行などを継続しました。

（都心部での移動円滑化）

都心部での移動円滑化を図るため、幹線道路や自転車走行空間の整備促進、都心部でのBRT導入によるまちなかでの効率的なバス運行を継続しました。



連節バス「ツインくる」

（生活交通の確保維持・強化）

各地域において、日常生活の交通手段を確保し、地域内の移動を便利にするため、区バス*の運行、地域住民が主体となって運営する住民バス*への運行支援、郊外バス路線の再編を継続しました。また、高齢者おでかけ促進事業「シニア半わり*」などを継続しました。

(市民や関係者による協働)

誰もが使いやすく喜ばれる公共交通を構築するため、市民や関係者とともにモビリティ・マネジメント*を推進したほか、バリアフリー化の推進や新技術の導入に向けた民間事業者による社会実験の支援などを実施しました。

(2) モビリティの低炭素シフト

(低燃費車や次世代自動車の普及拡大)

令和2年度は、公用車として率先導入した燃料電池自動車* (FCV) を、新潟県や企業等との連携により、様々なイベントで展示したり、市内小学校で燃料電池バス出前授業を実施しました。



展示の様子

(エコモビリティライフの推進)

公共交通の利用、徒歩・自転車での移動、エコドライブ*の実施などの環境に優しい移動を推奨するエコモビ推進運動を平成28年度から実施しています。令和2年度は、エコドライブシミュレーターを用いたエコドライブ体験会を実施し、6.3tの二酸化炭素排出量削減につながりました。

(3) グリーン物流*の推進

(モーダルシフト*の推進)

鉄道、トラック、船舶、航空輸送の最適な組み合わせにより、輸送の効率化と環境負荷の少ない輸送の両立を図ります。令和2年度は、港湾管理者である新潟県と協力しながら荷主企業等へのポートセールス、各種セミナーを通じて、新潟港の利便をPRし、輸出貨物の新潟港への利用転換を促進しました。

4 低炭素型ライフスタイルへの転換

(1) 低炭素社会*への人づくり

(低炭素型ライフスタイルへの誘導)

環境保全や健康増進に資する市のイベントや講座に参加した方などにポイントを発行する「にいがた未来ポイント」制度を継続実施しました。

また、家庭における省エネの推進と生ごみの削減を目的に、講師を派遣して開催する「エコライフ講座」を実施しています。

令和2年度は「減らそう！生ごみ編」を1回実施しました。(参加人数37人)。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面式の講座の実施機会が大幅に減少しました。



にいがた未来ポイントをためる
新潟市地球温暖化防止キャラクター
「とめきくん」

(環境配慮行動拡大の加速)

再生可能エネルギーの普及や地産地消、持続可能なまちづくりを支える取り組みを推進するため、令和2年7月に新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議を設立しました。

地元企業や団体・地元金融機関、行政など、多様な主体が連携・協働する場として、脱炭素化に向けた情報交換や仕組みづくり、脱炭素経営を目指す企業の支援などを行っています。令和2年度末時点で34団体が参加しています。

(2) 廃棄物の削減と資源循環型社会*の構築

本施策は、「第3章 循環型社会の創造」において定める施策を推進することにより、実現を図りました(20ページから26ページ参照)

(3) 健幸都市づくり(スマートウエルネスシティ)*の推進

(健康になれるまちづくりの推進と地域との連携)

市民が日常生活において積極的に外に出かけ、活動量を増やすことができるまちづくりを推進するため、健康づくり講座、ウォーキングイベント等を実施したほか、働き盛り世代の運動促進として事業所向けウォーキングチャレンジ事業(87事業所、1,958人が参加)を実施しました。健康づくり活動のきっかけを作り、継続支援を目的とした「にいがた未来ポイント」(参加者累計16,436人)は、一定の成果が得られたことから令和2年度末でポイント発行を終了しました。

また、地域団体・自治会、市民団体などと連携し、健康づくりを推進しています。コミュニティ協議会の主体的な健康づくり活動を支援する「地域版にいがた未来ポイント」では、優秀な活動を他のコミュニティ協議会へ周知するなど、更なる活動促進に努めました。

(自転車利用環境の整備)

歩行者の安全確保、自転車の交通事故の削減、環境にやさしく健康にも良い自転車利用の促進を図るため、「新潟市自転車利用環境計画」に基づき、自転車利用環境の整備を推進します。自転車走行空間整備における令和4年度までの目標150kmに対して、令和2年度末までに約143kmの整備を完了しました。

(4) 市の率先行動

(地球温暖化対策実行計画*)

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画を策定し、大規模な事業所の1つとして、市役所の事務・事業の実施に伴う環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。

「新潟市地球温暖化対策実行計画(第5期 市役所率先実行版)」に基づき、温室効果ガスの排出量を令和6年度までに平成25年度比で16%削減することを中間目標、令和12年度までに31%削減することを最終目標として「省エネルギー*の推進」や「環境負荷の低減に配慮した物品等の調達」など5つの分野に分けて取り組みを推進しました。

令和2年度は基準年に比べて5.1万t-CO₂、22.8%の削減となりました。

(グリーン購入の推進*)

「新潟市グリーン調達推進方針」に基づき、商品やサービスを購入する際に価格や品質だけでなく、必要性や環境のことも考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する、グリーン購入を実践しています。令和2年度は、調達を把握している41品目のうち、19品目で目標を達成しました。

評価指標の達成状況

指標	計画策定時点 (平成30年度)	実績 (令和2年度)	短期目標 (令和6年度)
1世帯あたりの二酸化炭素排出量※ ₁ (家庭部門排出量/世帯数)	4.2t-CO ₂ /世帯 (平成28年度)	4.2t-CO ₂ /世帯 (平成30年度)	3.6t-CO ₂ /世帯
市内1事業所あたりの二酸化炭素排出量※ ₁ (産業・業務部門排出量/市内事業所数)	96.2t-CO ₂ /事業所 (平成28年度)	93.3t-CO ₂ /事業所 (平成29年度)	96.3t-CO ₂ /事業所
電気自動車 (EV), プラグインハイブリッド自動車 (PHV), 燃料電池自動車 (FCV) 台数	EV : 833台 PHV : 671台 FCV : 2台	EV : 1,040台 PHV : 829台 FCV : 24台 (県内)	EV : 2,500台 PHV : 2,800台 FCV : 60台
区バス・住民バス利用者数 (万人/年度) ※ ₂	52.1	42.2	39.2

※₁ 1世帯あたり及び市内1事業所あたりの二酸化炭素排出量について
算定に使用する「都道府県別エネルギー消費統計」が1990年度まで遡って改訂されたため、計画策定時点の値を修正しました。今後短期目標も見直します。

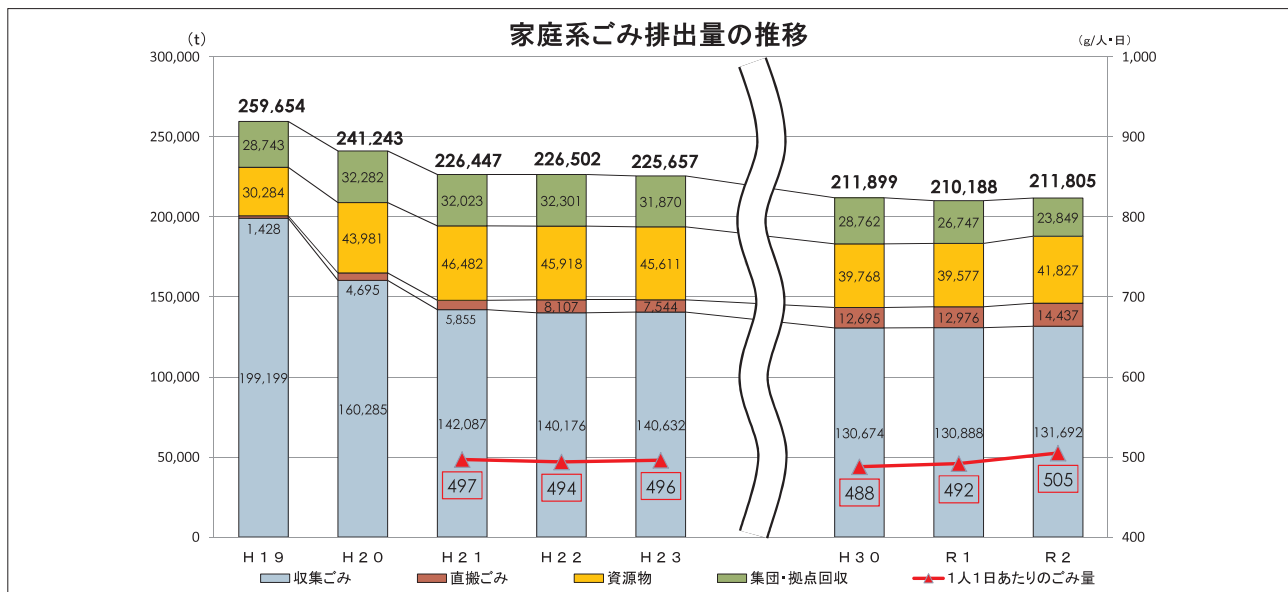
※₂ 区バス・住民バス利用者数について
新型コロナウイルス感染症の影響により区バス・住民バスの利用者が大幅に減少したため、短期目標の値を修正しました。

第3章 循環型社会*の創造

現状と課題

<家庭系ごみ>

家庭系ごみの総排出量は、平成20年6月からの新ごみ減量制度*の実施に伴い大幅な減量と資源化が達成され、令和2年度実績では、211,805 tとなっています。また、資源物等を除く収集ごみ量(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ)については、新ごみ減量制度の導入により、平成19年度と比較して約18.4%の削減となり、有料化以前のごみ量に戻ることもなく安定して推移しています。



図表3-1 家庭系ごみ排出量の推移

家庭系燃やすごみの組成は、生ごみが40.3%、紙類が23.4%と、これらで全体の63.7%を占めています。紙類では「新聞紙」、「段ボール」、「雑誌・雑がみ」、「紙パック」など、リサイクル可能なものが半分を占めています。また、プラマーク容器包装の混入も約1割みられます。このことから、家庭系ごみにおける課題として、生ごみの減量・資源化、燃やすごみに含まれるリサイクル可能な古紙類やプラマーク容器包装の資源化への誘導、これらを推進するために市民・事業者・市の緊密な連携が必要です。

<事業系ごみ>

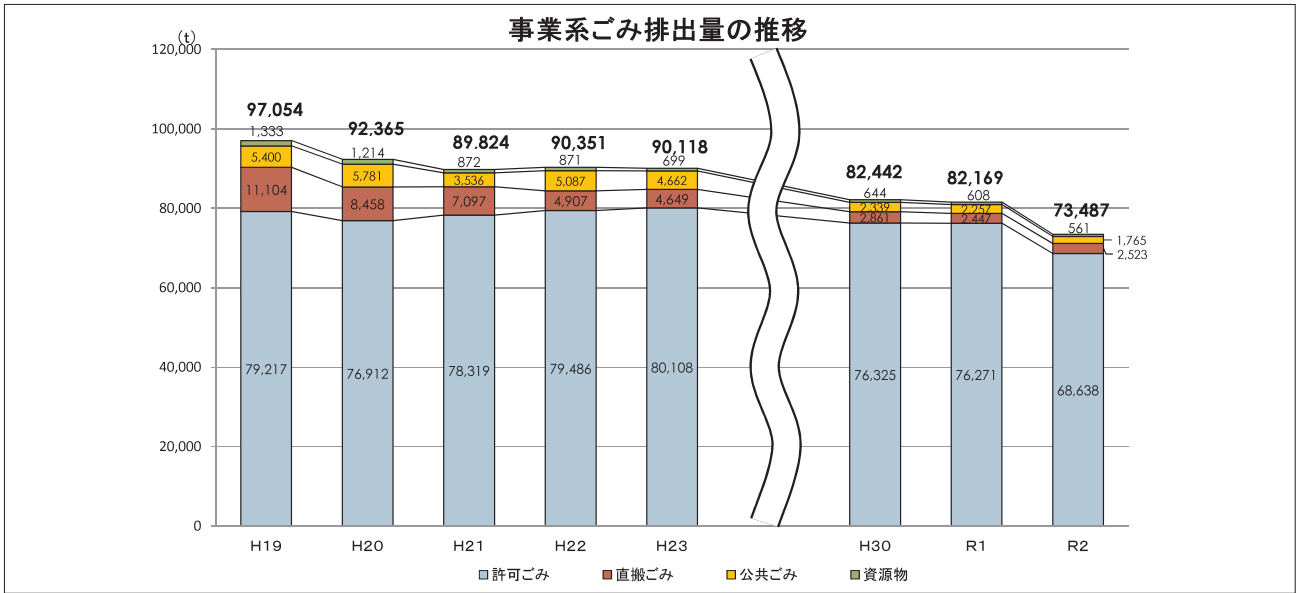
本市の事業系ごみの排出量は、リサイクル可能な古紙類の搬入規制の実施や、平成20年6月からの事業系ごみの処理手数料全市統一、市による事業系ごみ収集の廃止などの実施、平成27年からの新しい事業系廃棄物処理ガイドライン*の本格実施により減少し、令和2年度実績では73,487 tとなっています。

事業系可燃ごみの組成は、生ごみが43.7%、紙類が27.9%と、大部分を占めています。最も大きな割合を占める事業系生ごみの減量を図るため、平成30年度から、宴会時の食べ残しゼロを目指す「20・10・0（にーまる・いちまる・ゼロ）運動」を飲食店と消費者が一体となって実施し、令和2年度末時点で、55団体から参加していただいています。この運動はまだ食べられるのに捨てられている食べもの（食品ロス）を減らすことにもつながっています。

これからも再生可能な資源や産業廃棄物の混入を防止するために分別の徹底、事業系廃棄物処理ガイドライン*及び事業系資源物の搬入規制についての周知活動の強化などが必要です。



20・10・0運動チラシ



図表3-2 事業系ごみ排出量の推移

施策展開

1 家庭系ごみを減らす3R*運動の推進と三者協働

(1) 制度の周知と分別の徹底

(情報提供の充実)

情報紙をはじめ、市報やホームページを活用し、ごみの減量・リサイクルの推進に関する情報を積極的に提供したほか、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の普及やごみ減量検定の実施など、市民が関心を持てるような工夫を行いました。令和2年度末までの累計アプリダウンロード数は、17,792件でした。

(高齢者、単身世帯、転入者などへの対応)

現在のごみ分別制度が高齢者、単身世帯、転入者などにとって分かりにくいといった意見があるため、「家庭ごみの分け方・出し方」、「ごみ分別百科事典」を配布しています。

(2) 意識啓発・環境教育の推進

(幅広い年齢層への環境教育の充実)

3R*意識の啓発には幅広い年齢層に対する環境学習の機会を提供することが必要であることから、教育機関における環境教育の充実や自治会・町内会における勉強会などに対する支援を実施しました。令和2年度は、小学生向けに出前講座を実施したほか、清掃施設でリサイクル品の無償提供などを行いました。

指標項目	令和2年度実績
小学4年生向け出前講座「ごみのお話し」実施(学校数・人)	53・3,210
廃棄物処理施設の見学(人)	一般・団体 13,140

(地域における意識啓発・環境教育活動の推進)

地域の祭りや行事における環境関連の意識啓発や、地域が主体となる環境活動を積極的に支援し、地域独自の取り組みがより頻繁に行われるよう働きかけました。令和2年度は、ごみ処理手数料を財源とする市民還元事業として、地域課題の解決、地域コミュニティ活動の活性化を図る活動などに対する補助金の交付などを行いました。

(3) 3R・生ごみ減量の推進

(古布・古着などのリユースの推進)

古布・古着の拠点回収の利用向上を図るため、各区に1か所、拠点回収場所を設置しています。令和2年度は36tの古布・古着を回収しました。

(使用済小型家電等の新たなリサイクルの推進)

「燃やさないごみ」として捨てられていた使用済小型家電を拠点回収し、「燃やさないごみ」の減量と金属資源等の国内循環を推進しています。令和2年度は、約33tを回収しました。



使用済小型家電回収ボックス

(集団資源回収や拠点回収におけるリサイクルの推進)

市民団体におけるごみの減量・再資源化を推進するため、古紙、古繊維を回収する集団資源回収活動に対する奨励金の交付、登録団体への回収用具の譲与、集団資源回収に用いる資源物保管用倉庫の購入などに対する補助を実施しています。令和2年度の登録数は1,830団体、回収量は22,140tでした。

また、全市で14か所の拠点を設置し、令和2年度は722tの古紙類を回収しました。

(生ごみ減量・リサイクルの推進)

生ごみの水切りや地域における生ごみ堆肥化活動など市民と一体となって取り組みました。家庭から出る「燃やすごみ」の約4割を占める生ごみの減量と地域での資源循環を推進するため、生ごみ処理機を設置し堆肥化を行う生ごみ堆肥化事業を市内2か所で継続実施しました。また、令和2年度は、エコライフ講座(減らそう!生ごみ編)を1回実施したほか、乾燥生ごみの拠点回収(回収量2,880kg)、生ごみ処理器の購入費補助(補助数195件)、段ボールコンポストの販売(販売数461個)などを通じて、家庭での生ごみの減量及び資源化を推進しました。

(食品ロス削減の推進)

世界的な課題になっている食品ロス(まだ食べられるのに捨てられている食品)の削減を推進するため、未就学児と小学校低学年のお子さんから楽しく学んでもらえる動画、「バイバイ!もったいない!」を配信したほか、食品ロス削減に役立つ知識を紹介した「もったいないレシピ」・「冷蔵庫お片付けBOOK」を作成し、子育て世代の方をはじめ、多くの市民に家庭での食品ロス削減について周知しました。



「冷蔵庫お片付けBOOK」「もったいないレシピ」



動画「バイバイ!もったいない!」

(4) 市民・事業者・市の協働した体制づくり

(クリーンにいがた推進員制度*の充実)

地域における3R*, 適正な分別排出, 環境美化の促進及び普及啓発を図るリーダーとしての役割を担うクリーンにいがた推進員を育成するため, 研修会, 施設見学会をはじめとした知識の普及啓発を行いました。令和2年度の登録者数は, 5,661人(1,774自治会)でした。

(ごみ出し支援事業の推進)

高齢者や障がいがある方などのごみ出しが困難な世帯に対して, 有償ボランティア等によるごみ出し支援を行う団体に対し支援金を交付しています。令和2年度の登録数は257団体でした。

2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

(1) 制度の周知徹底

(制度のより分かりやすい周知方法の検討・排出事業者訪問指導の実施)

平成27年度に本格実施された「事業系廃棄物処理ガイドライン*」を活用して, 事業系ごみの排出抑制と資源化を推進しました。また, 事業系廃棄物処理ガイドラインに基づき, 市の処理施設に搬入される事業系一般廃棄物の展開検査を実施し, 主に古紙類と廃プラスチック類等の産業廃棄物を検査したほか, 事業用大規模建築物等への訪問指導を実施(32事業所)しました。



(2) 排出事業者のごみ減量への動機付け

(優良事業者を評価する環境の整備)

排出事業者のごみ減量への動機づけを行うため, ごみの減量・3Rに積極的に取り組む事業者を認定する「3R優良事業者認定制度」を導入し, 認定事業者の取り組みについて市発行の情報紙や市ホームページ等で周知を行いました。



3R優良事業者認定制度ロゴ
(上: トップカンパニー, 下: パートナーカンパニー)

(3) 分別及び資源化の促進に向けた誘導

(古紙搬入規制の徹底)

排出事業者へ古紙の搬入規制の周知を徹底し, 市の処理施設での展開検査を実施しています。令和2年度は, 新田清掃センター, 亀田清掃センターで展開検査を40回実施しました。

(食品リサイクルシステムの構築)

学校給食センターなどから排出される給食残さ(調理残さ及び食べ残し)を収集し、市の処理施設や民間施設で堆肥化を行いました。令和2年度は、約464tの給食残さを資源化しました。

(4) 産業廃棄物の混入防止

(産業廃棄物の搬入規制)

市の処理施設での展開検査を実施し、廃プラスチック類等の産業廃棄物の搬入規制を行っています。

3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

(1) ごみ集積場における違反ごみ対策

(ごみ集積場の設置に対する補助や看板の設置等による支援)

ごみ集積場の設置及び修繕の経費、看板の設置に要する経費に対し、対象経費の4分の3以内の額(1集積場あたり上限15万円)を補助しました。令和2年度の申請件数は588件でした。

また、ごみ集積場曜日看板及び違反ごみ排出禁止看板を希望する自治会・町内会などに配布しました。

(不動産業者、大学・専門学校と連携した啓発活動の強化)

進学等のため1人暮らしを始める学生のごみ出しマナーを向上させるため、各大学等の新入生向けに、「家庭ごみの分け方・出し方」、「ごみ分別促進アプリのチラシ」を学校宛てに送付しました。また、共同住宅居住者には、不動産業者を介して、「家庭ごみの分け方・出し方」を配布しました。

(2) ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締り

(巡視パトロールによるごみの持ち去り行為の防止)

市民の分別意識の減退を防ぐとともに、安心・安全なごみ出しができる環境を確保するため、ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為禁止に係る周知を図り、取締りを強化しました。

また、持ち去り防止巡視パトロールを行い、市民との対話により持ち去り行為やごみに対する問題などについての情報収集を行いました。

(3) 地域と連携した美化活動・ぼい捨て等防止活動の推進

(ぼい捨て等行為への地域と連携した指導・啓発強化)

「新潟市ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例*」に基づき、吸い殻、空き缶等のぼい捨て等美観を害する行為及び路上喫煙により他人の身体を害する行為を、市、市民、事業者の協働により防止しました。令和2年度は、2人1班体制で路上喫煙制限地区を中心に巡視(過料件数42件)を行ったほか、駅前防犯パトロール時に、市民と共に周知・啓発活動を行いました。

(地域一斉清掃やボランティア清掃の定期的な実施及び市民参加の促進)

市民活動により街の美化を促進するため、清掃活動で使用する軍手、ごみ袋、貸出用トンクなどを各区地域一斉清掃や海岸一斉清掃などで配布しました。

(自治会等による自主的な美化活動の促進)

新潟市の地域環境保全・環境美化の推進を図ることを目的に、自治会・町内会やコミュニティ協議会などの地域団体が行う清掃活動に係る経費の一部を補助しました。令和2年度の補助件数は、453件でした。

(不法投棄多発地域への重点的なパトロールや監視の強化)

不法投棄の多発地点又はその恐れのある地点について、夜間に監視パトロールを行いました。

4 収集・処理体制の整備

(1) 安定的かつ効率的な収集運搬体制の整備

(ごみの収集運搬)

家庭ごみの収集運搬については、委託業者と連携し、安定的かつ効率的な収集運搬体制に努めました。

(2) 効率的な適正処理・処分の実施

(資源化の推進)

ごみ集積場に排出されたペットボトル、プラマーク容器包装、飲食用・化粧品びんや公共施設などの拠点回収に排出されたペットボトル等を中間処理施設で手選別し、再商品化業者へ引き渡すことにより、ごみの減量と最終処分場の延命化を図りました。また、より付加価値の高い資源化を推進するため、コミュニティ協議会単位の古紙集団資源回収を秋葉区と南区の一部でモデル的に実施するなど、コミュニティ協議会が行う地域活動に対する支援を行いました。

(処理施設の集約化)

ごみの減少に伴い、施設の効率的な運営を図るため、施設の統合・集約化を進めています。

(溶融スラグの有効利用)

溶融スラグは、埋め戻し材やコンクリート二次製品用骨材に利用することが可能であるため、溶融スラグの有効利用を行いました。

(3) 大規模災害に備えた事前の体制整備

(災害発生時における体制の整備)

国の「災害廃棄物対策指針」(H26.3)を受けて、今後予想される大規模災害に備え、本市において発生が見込まれる膨大な災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理することを目的に、災害廃棄物等処理の基本方針や廃棄物の発生量の推計、処理フローなど整理した「新潟市災害廃棄物処理計画」を平成28年3月に策定しました。

評価指標の達成状況

【施策の数値目標】

新潟市環境基本計画での指標項目	計画時点 (平成30年度)	実績 (令和2年度)	短期目標 (令和4年度)
家庭系ごみ量※ ₁ 【1人1日あたり】(g)	488	505	475
事業系ごみ排出量※ ₂ (t)	79,186	71,161	77,300
リサイクル率*※ ₃ (%)	26.4	26.4	27.1
ごみ総排出量【1人1日あたり】※ ₄ (g)	1,006	990	987

※₁ 家庭系ごみ量：「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」「家庭系直接搬入量(有料分)」の合計

※₂ 側溝汚泥・ボランティア清掃などで排出される公共ごみ、資源化される食品残さを除く

※₃ リサイクル率＝資源化量／総排出量(環境省一般廃棄物処理事業実態調査より)

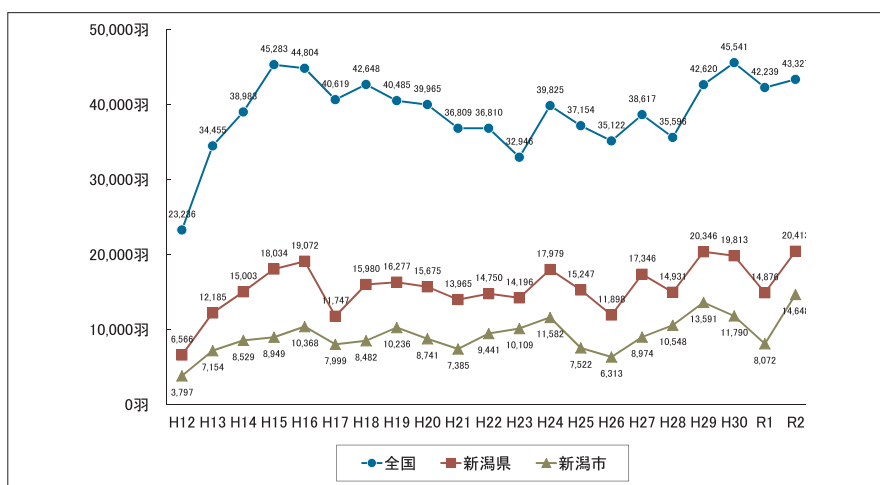
※₄ 全てのごみの合計÷人口÷年間日数

第4章 生物多様性*の保全

現状と課題

<新潟市の自然環境>

本市は、信濃川、阿賀野川の2つの大河をはじめ、福島潟や鳥屋野潟、佐潟、上堰潟などの里潟*を有する、水辺環境に恵まれた都市です。その水辺環境の広がる越後平野に飛来するコハクチョウや国の天然記念物であるオオヒシクイの越冬数は日本一であり、晩秋から冬季にかけて見られるこれら渡り鳥がいる水辺や水田の様子は、本市を代表する景観のひとつとなっています。また、里潟で見られるオニバスは、本市が国内の自生の北限となっています。福島潟では、地域住民をはじめさまざまな主体が参加して、オニバスが生育できる水辺環境の保全活動を進めています。



図表4-1 県内におけるコハクチョウの飛来数の経年変化

出典：ガンカモ類の生息調査（環境省生物多様性センターホームページ）から抜粋して編集



飛翔する市の鳥「コハクチョウ」



オニバス

本市の水田面積は約28,300 ha（令和2年7月時点）で市域の約4割を占め、市町村別では日本一となっています。田園環境は、食糧生産や良好な景観の形成といった役割を担うとともに、稲刈り後は落穂や二番穂*を餌とするコハクチョウやオオヒシクイの餌場となるなど、生命をつなぐ大切な役割も担っています。

オオタカやギフチョウなどの希少種をはじめ、多様な動植物が生息・生育するにいつ丘陵や角田山、多宝山などの里山が都市部に隣接しており、市民が自然とふれあう機会や、保全活動などに参加する機会が身近にあります。

飛砂・高潮や強風からの被害を防ぐために植林されたマツ林は、本市の農地や住環境を守る役割があります。また、海岸部の砂浜を中心とした砂丘地には、希少な海浜植物が生息するなど多様な自然環境が形成されています。

このように、本市にはさまざまな自然環境が形成されており、今後も、これらの豊かな自然環境を守るため、市民やさまざまな主体と連携・協働しながら保全活動を進めていくことが必要です。

<新潟市における生物多様性*の危機>

里山の雪割草や砂丘地の貴重な植物の盗掘による希少種の減少・消失のほか、農業用水路（用水路、排水路）や河川の整備、道路整備によるコンクリート化、市街化区域の拡大を要因とした動植物の生息・生育環境や移動経路の消失に伴う種及び個体数の減少などが確認されています。

また、海岸保安林等のマツノザイセンチュウによるマツ枯れ被害地域の拡大、里山の利用減少による荒廃が課題としてあげられ、正確な現状調査および関係機関と連携した対策が必要です。

人の活動により持ち込まれた外来生物や化学物質も生態系に影響を与えます。路傍や河川敷で見られる外来生物のオオキンケイギクやアレチウリなどの分布拡大により、在来種の生育域の減少がみられます。また、飼いきれなくなったペットの野外への遺棄による在来種の生息環境への悪影響も懸念されています。農業では、農薬や化学肥料を原因とした動植物の個体数の減少や種の消失などがあげられます。



アレチウリ

施策展開

1 在来の動植物の生息・生育環境の保全・再生

(1) 在来の動植物の保護

(絶滅のおそれのある動植物の保全)

里潟*や里山では、地域住民を中心として、環境分野の市民団体やNPO*、企業などさまざまな主体が関わり、自然環境と人との共存を図る地域づくりを行っています。また、「新潟市レッドデータブック*」に掲載されている種の保護を図るため、希少な動植物の生息・生育状況に関する情報を公表して周知を図るとともに、開発行為に伴い希少動植物の生息・生育環境に影響を与える場合は、環境への負荷の低減や移植、生息地の創出などの対応策を事業者に伝えました。



新潟市レッドデータブック

(在来の動植物の保全)

本市の豊かな自然環境を知ってもらうために、自然体験会や観察会を開催しているほか、水の駅「ビュー福島潟」や佐潟水鳥・湿地センターでは、レンジャーや解説員による自然環境・生きものに関する解説を通して、啓発活動を行っています。

怪我や病気の野生鳥獣に関しては、動物病院に搬送するなど救護を行いました。また、巣から落ちた鳥のひなをはじめとした野生鳥獣との関わり方などを市民へ啓発しました。



福島潟昆虫はかせとかんさつ会

(外来生物の対策)

在来種の生息・生育の阻害となる外来種については、分布状況などの情報を共有するとともに、必要に応じて各主体とも連携しながら駆除作業に取り組みました。また、佐潟では、在来植物への被害状況の把握や防除のための基礎資料を得るために、外来生物の分布状況の把握を行いました。令和2年度までに本市で確認された特定外来生物*の種類は、14種となっています。

(2) 動植物の生息・生育環境の保全・再生

(里潟*での取り組み)

里潟の周辺で見られる粗大ごみや農業用廃プラスチックなどの投棄に対して、福島潟、鳥屋野潟、佐潟などでは、それぞれ地域住民をはじめとした市民、市民団体、事業者、行政が一体となって、地域清掃やクリーン作戦を行い、自然環境の保全に努めてきましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ中止となりました。

佐潟においては、佐潟の自然環境保全を検討するために平成18年に設置した「佐潟周辺自然環境保全連絡協議会」を令和2年度は1回開催し、保全策の協議や佐潟周辺自然環境保全計画の進行管理を行いました。主要な里潟においては、定期的に水質調査を行い、水質の常時監視を実施しました。

(里潟研究ネットワーク会議の取り組み)

平成30年度まで新潟市潟環境研究所が培ってきた潟のネットワークを活かし、情報共有や各潟が抱える課題解決に向けた意見交換を行い、潟の保全と賢明な利用を推進するため、令和元年度に「新潟市里潟研究ネットワーク会議」を立ち上げました。令和2年度は、会議を3回開催し、各潟の取り組みや市の事業の報告等を行いました。また、本会議による里潟保全事業の取り組みとして、東区にあるじゅんさい池を調査しガイドブックを作成しました。



じゅんさい池ガイドブック作成に関する現地調査の様子

(田園での取り組み)

本市では、化学肥料や農薬など化学的に合成された資材の使用量を低減する「環境保全型農業*」を推進しています。令和2年度の環境保全型農業を実施する農地の割合は、25.27%となりました。

本市の水田は、人への恵みをもたらすだけでなく、さまざまな動植物の生息・生育場所としても重要です。例えば、潟などの水辺をねぐらとするコハクチョウやオオビシクイなどの水鳥にとって、周辺の水田は大切な餌場となっています。このようなさまざまな生きものが生活する場所として市民が農業や生物多様性*の大切さを認識してもらえよう、市の鳥「ハクチョウ」をシンボルとして、啓発活動に取り組みました。

(里山での取り組み)

にいつ丘陵や角田山、多宝山では、市民団体やボランティア、地域住民などによって間伐や枝打ち、下草刈りのほか散策道の点検・整備などが行われました。

(海岸保安林での取り組み)

保安林の維持・再生に関しては、必要に応じて地域住民や市民団体などと連携し、協働による除伐や枝打ち、下草刈りなど生物多様性に配慮した維持管理を実施するとともに、マツ枯れの予防に関しては、防除薬剤の散布を計画的に実施しました。



朝日の森里山整備(秋葉区)

(3) 動植物の生息・生育情報の収集・蓄積

(動植物の生息・生育状況の実態把握)

多くの動植物が生息・生育する里潟*や里山などを対象に、動植物の生息・生育状況のモニタリング調査を実施し、情報の収集・蓄積を図っています。鳥屋野潟では、定期的に植物の生育状況を調査する「鳥屋野潟周辺植生調査」を実施しました。また、佐潟では専門家と連携して希少植物調査を実施し、その結果を佐潟周辺自然環境保全連絡協議会で報告しました。

(自然環境情報の蓄積・利用)

多様な主体によって得られた調査結果やモニタリング結果については、適切に管理し、情報を蓄積しています。また、情報の共有化など利活用を進めました。

2 自然環境の持続可能な利用

(1) 生物多様性*の保全に配慮した暮らしづくり

(市民が潤いと安らぎを得られる機会の創出)

鳥屋野潟の市民探鳥会や市民団体と連携した生きもの観察会の開催、家庭で植物に親しむための園芸相談などを実施したほか、初心者向けの野鳥観察ガイドブックを作成するなど自然環境に関する知識を深め、自然を尊び・親しむ気運を醸成しました。令和2年度は、自然観察会・体験会への参加が104人、園芸相談が8,851件ありました。



鳥屋野潟市民探鳥会

(2) 事業者などへの自然環境の保全に配慮した事業活動の推進

(生物多様性の保全に配慮した事業活動の推進)

大気・水・音・地盤環境を良好に保ち、公害を未然に防止し生物多様性を保全するため、環境監視や調査、発生源対策などを実施しました。

また、酸性雨のモニタリング調査や、有害化学物質による環境汚染を防止するため、環境監視や発生源対策を推進しました。

3 人材育成・協働の推進

(1) 人材育成・協働の推進

(環境教育・環境学習の推進)

「いくとぴあ食花*」では、体験を通して、子どもたちの心と身体の健康や豊かな人間性を育むことを目的に、食育・花育センター、食と花の交流センター、こども創造センター、動物ふれあいセンターが連携したプログラムを提供しています。令和2年度は144団体が実施しました。

また、子どもたちによる田植えや草取り、稲刈りといった一連の米づくり作業を行う「学校教育田」や、日本初の公立教育ファームである「アグリパーク*」などにおいて、市内全ての小学校が農業体験学習を実施し、地域の食や風土、生物多様性と農業の関わりについて学びました。本市の生きものや自然情報を紹介する「にいがた生きものファンクラブ」では、Facebookやメールマガジンを通して、さまざまな情報を発信しています。令和2年度末の生きものファンクラブ登録者数は752件でした。

評価指標の達成状況

新潟市環境基本計画での指標項目	計画策定時点 (平成25年度)	実績 (令和2年度)	目標 (令和4年度)
生物多様性の象徴としてのハクチョウとの共存	日本一の越冬数	現状を維持	現状を維持
特定外来生物*の種類	10種	14種	現状より減少
環境保全型農業*を実施する農地の割合※ ₁	34.4%	25.27%	50%

※₁ 主食用水稲作付面積に占める化学合成農薬・化学合成肥料を5割以上削減した栽培面積の割合

第5章 快適な生活環境の創造

現状と課題

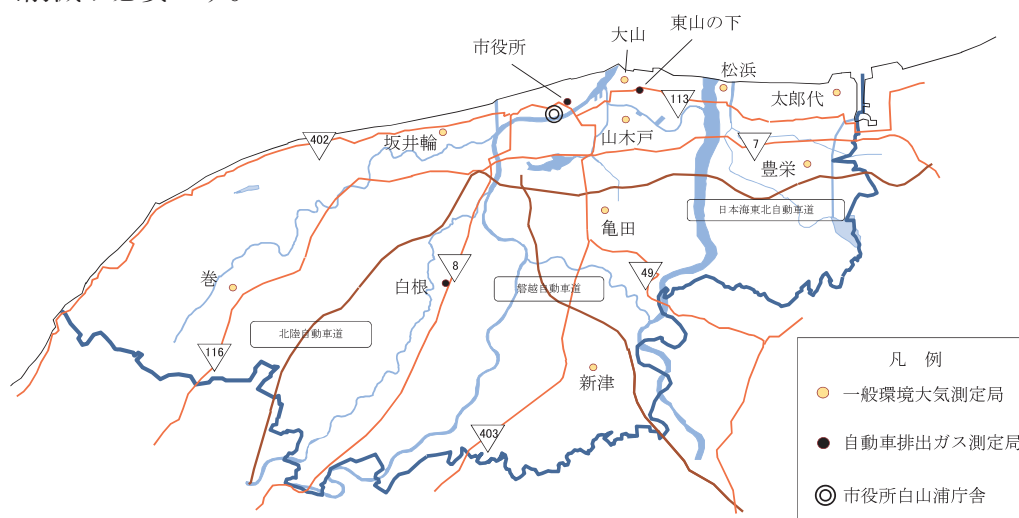
<新潟市の主な生活環境>

大気環境

近年、市内の大気環境の測定結果は、横ばいで推移し、概ね環境基準を達成しています。

一方、光化学オキシダントは、全国的に環境基準の達成率が極めて低く、本市も全測定局で非達成となっており、微小粒子状物質（PM2.5）の日平均は一部の測定局で達成しないことがあります。

光化学スモッグなどの原因物質は大陸や他地域からの移流の影響も示唆されており、モニタリングによる実態把握などの広域的な取り組みとともに、濃度が高くなった場合は市民への注意喚起や工場の排出削減が必要です。



図表5-1 大気常時監視測定網

水環境

市内の公共用水域の水質は概ね良好な状況ですが、一部の海域のCODについては環境基準非達成が続いています。

信濃川と阿賀野川の2大河川をはじめ、佐潟、鳥屋野潟や福島潟などの湖沼や日本海といった多くの水面を有する本市は、古くから“水の都”と呼ばれていました。この豊かな水環境を守るため、継続的な水質監視や工場・事業場の排水規制、生活排水の施設整備を行うことが必要です。

音環境

本市は、高速道路、国際空港及び新幹線など交通インフラが集積する都市です。市内の音環境の保全のため、自動車騒音をはじめとした騒音監視を実施しています。

新幹線騒音など一部環境基準を超過している地点があることから、継続して道路管理者や鉄道事業者に対して改善を求めるなど、騒音等の対策を推進することが必要です。

土壌環境

土壌や地下水については、事業場に起因する汚染や自然由来の要因などにより、本市においても重金属や揮発性有機化合物等の汚染事例が発生しています。

汚染された土壌や地下水を経口摂取すると健康被害を生じるおそれがあります。汚染の未然防止を図るとともに、汚染が発見された場合は、住民への情報提供や健康被害防止措置のほか土地所有者等による適切な浄化措置や管理の徹底が必要です。

地盤環境

新潟平野は昭和20年代より急激に広域的に地盤沈下が観測され、農業用排水施設等の機能障害が顕著に現れてきました。現在、地下水揚水規制等により、海岸部の一部を除き地盤沈下はほぼ沈静

化していますが、地盤沈下対策として引き続き監視を続けることが必要です。

<景観>

美しく個性的で魅力あるまちづくりを目指し、優れた景観を「まもり、そだて、つくり、つたえる」ため、平成19年4月に景観法*に基づく「新潟市景観計画*」と「新潟市景観条例*」、平成8年4月に屋外広告物法に基づく「新潟市屋外広告物条例」を定め、総合的・計画的に景観形成を推進しています。

さらに、市内各地域において、それぞれの歴史と文化を活かした「修景」や「きめ細かなルール作り」を市民・事業者と一体となって取り組んでいくことで、市民共通の資産である新潟らしい景観の形成に取り組んでいます。

<歴史・文化>

市民が郷土に対する関心と理解を深めることができるように、地域の環境と人々の関わり合いを物語る貴重な歴史・文化遺産の調査研究を進め、その保存活用を図るための歴史・文化施設を整備し、管理運営しています。本市の歴史・文化を市内外に情報発信することで、本市の魅力をPRしていくとともに、地域の魅力の再発見に努めています。

<防災対策>

地域防災力育成事業により、自主防災組織の結成と防災訓練の実施を促進しており、令和2年度末には、本市の自治会に加入する世帯の91.0%で自主防災組織が結成されています。また、避難行動要支援者対策として、避難行動要支援者の名簿登録や、自主防災組織などの支援者に対する名簿配布を進めています。さらに、迅速かつ適切な災害対応を実施するため、災害対策センターを整備するなど、災害対応インフラの整備も進めています。

施策展開

1 環境負荷の抑制

(1) 大気環境の保全

(環境大気常時監視)

令和2年度の大気汚染物質（環境基準が定められている6物質）の環境基準達成状況は図表

図表5-2 測定局環境基準達成状況

		二酸化硫黄		二酸化窒素	光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	一酸化炭素	
		長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価		短期的評価	
一般環境大気測定局	豊栄	-	-	○	×	-	-	-	-	-	-
	太郎代	○	○	○	×	○	○	○	-	-	-
	松浜	○	○	○	×	○	○	○	-	-	-
	大山	○	○	○	×	○	○	○	-	-	-
	山木戸	○	○	○	×	○	○	○	-	-	-
	亀田	-	-	○	×	○	○	○	-	-	-
	新津	-	-	○	×	-	-	○	-	-	-
	坂井輪	-	-	○	×	-	-	○	-	-	-
巻	-	-	○	×	-	-	○	-	-	-	
ガス自動車排出測定局	東山の下	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○
	市役所	-	-	○	×	-	-	○	-	-	-
	白根	-	-	○	×	○	○	○	○	○	○

(注)表内の「○」は、達成を示す。

表内の「×」は、未達成を示す。

短期的評価とは、1日平均値または1時間値について、環境基準と照らして評価したものをいう。

長期的評価とは、1日平均値を年間にわたり観察し、環境基準と照らして評価したものをいう。

*二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、1日平均値につき測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の日平均値を評価し、また、二酸化窒素については、1日平均値の低い方から98%に相当するものによって評価を行う。

(工場・事業場排水対策)

水質汚濁防止法, 新潟県生活環境の保全等に関する条例 (以下「県生活環境保全条例」という) 及び市生活環境保全条例に基づき145事業場について延べ184回の立入検査を実施し, 施設の稼働や排水の状況を確認し, 必要な指導を行いました。

(生活排水対策)

公共用水域における水質の汚濁は, 工場等からの産業排水に対する規制が強化され排水処理対策の進んだ今日, 台所や風呂・トイレなど日常生活に起因する生活排水が水の汚れの大きな原因となっています。

① 下水道の整備

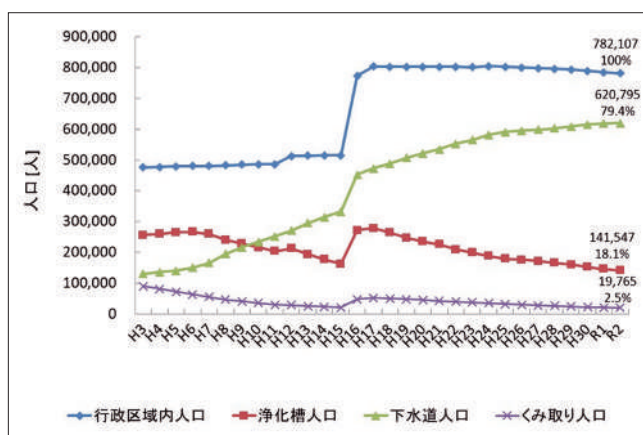
快適で衛生的な市民生活を実現し, 河川などの水環境を保全するため, 管渠やポンプ場・下水処理場の整備を推進します。令和2年度は, 82haを整備し, 下水道普及率は86.8%となりました。

また, 下水道への接続を促進するため, 助成制度や改造資金の融資制度などを設けています。令和2年度は, 145件の助成・融資制度の申請がありました。

② 浄化槽の適正維持管理及び普及

令和2年度中に本市内に新たに設置された浄化槽は, 467基でしたが, 下水道への切り替えなどに伴う廃止が830基あり, 令和2年度末現在で総設置数は51,106基となり, 浄化槽使用人口は, 全人口の18.1%となっています。

本市では, 浄化槽法などに基づき, 設置者に対する啓発や浄化槽関連業者に対し適正な業務の実施指導などを行い生活環境の保全に努めるとともに, 単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽*への転換に係る補助制度を設け, その普及促進に努めています。令和2年度は, 20基 (5人槽2基, 7人槽18基) を補助しました。



図表5-4 し尿処理方法別人口内訳の推移

(3) 音環境の保全

(騒音の監視)

令和2年度の一般環境騒音測定結果では, 全32測定地点で環境基準を達成していました。

自動車騒音の面的評価は84評価区間で実施し, 住居等の99.2%が環境基準を達成しました。

航空機騒音については, 14測定地点全てで環境基準を達成しました。

新幹線騒音については, 全6測定地点中2測定地点で環境基準未達成でした。

(自動車騒音対策)

自動車交通騒音・振動対策は, 自動車本体の低騒音化, 交通規制, 道路構造改良のほか, 公共交通機関の整備と利用促進, 交通の渋滞及び通過車両の削減を目的とした環状道路整備の推進など, 総合的な交通対策を進めていく必要があります。

なお, 当面の対策として, 道路管理者に対して防音壁の設置及び低騒音舗装の採用などにより騒音・振動の低減を図るよう要望するとともに騒音・振動調査を継続的に実施し, 生活環境の保全に努めていきます。

さらに, 道路整備に当たっては, 騒音に係る環境基準を維持できるよう, 道路管理者又は関係機関に働きかけています。

(航空機騒音対策)

航空機の騒音による障害が著しいと認められる地域に所在する住宅に対しては、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき、区域を指定して騒音防止工事の助成を行っています。そのほか、住宅騒音防止工事で設置された空調機のうち、老朽化したものを対象として、更新工事の助成を行っています。

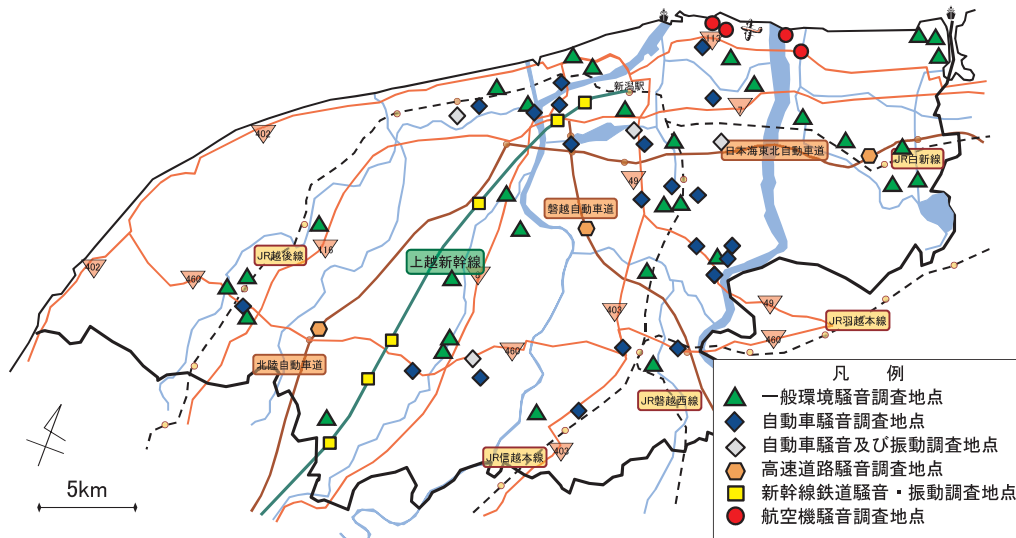
また、本市と新潟県では、住宅騒音防止工事で設置された空調機の稼働にかかる電気料及び防音サッシの修繕費の助成を行っています。

本市としては、今後も空港周辺の航空機騒音測定を実施し、その調査結果を踏まえ、国に騒音対策の推進を促すよう働きかけていきます。

(鉄道騒音・振動対策)

新幹線の騒音については、全6測定地点中2地点で環境基準未達成であることから、今後も監視調査を継続し、環境基準の達成状況の把握に努めるとともに、調査結果などをもとにJR東日本新潟支社に対して防音対策を講じるよう働きかけていきます。

また、新幹線鉄道振動や在来線による騒音・振動についても、現状を把握するため測定を実施し、その結果に基づき必要に応じてJR東日本新潟支社に対して、防音・防振対策を講じるよう働きかけていきます。



図表5-5 騒音・振動調査地点位置

(工場・事業場等の騒音・振動対策)

騒音規制法、振動規制法及び市生活環境保全条例に基づき特定（指定）施設を有する工場について必要な規制を行い、生活環境等に影響を与えないよう、周辺の状況等を十分勘案し、施設の配置や防音対策など地域の実情に即して適切に行うよう指導しています。

(建設作業騒音・振動対策)

騒音規制法、振動規制法及び市生活環境保全条例に基づき、特定（指定）建設作業について必要な規制を行い、法令による届出時に工事を行う元請業者に対し低騒音・低振動型建設機械の使用、低騒音・低振動工法の採用、防音シート等の設置や周辺住民に対する工事の事前説明等の徹底を指導しています。

(近隣騒音対策)

生活様式の変化や、都市の過密化などにより、近隣騒音の苦情が寄せられています。

近隣騒音とは、カラオケによる深夜騒音、一般家庭生活におけるピアノの音、冷暖房といった設備機器類などが周辺の生活環境に影響を与えるものをいいます。

本市では、市民からこれらの苦情が寄せられた場合、飲食店の冷凍機騒音などのように規制の対象となるものについては、基準の遵守について指導を行っていますが、生活騒音などの規制のないものについては、当事者間の理解を促すよう努めています。

(4) 土壌・地盤環境の保全

(土壌環境の監視調査)

土壌汚染対策法や関連条例に基づき、有害物質による地盤環境について監視・調査を実施しています。27項目の環境基準が設定されており、一部の項目で汚染が確認されています。

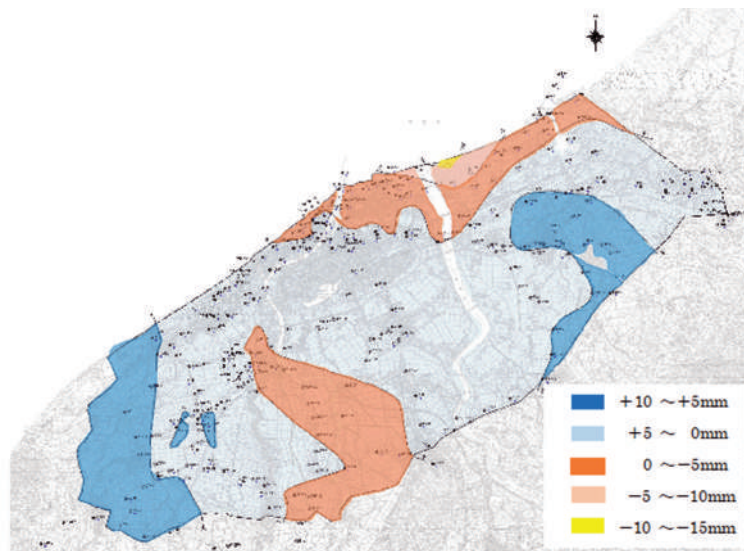
令和2年度末現在、土壌汚染対策法の指定区域は累計で32件であり、汚染が判明し県生活環境保全条例に基づいた届出数は累計で104件となっています。

汚染が判明した場合は、速やかに周辺の地下水の利用状況を確認し、地下水を飲む際には水質検査の実施を啓発するとともに、汚染原因者に対しては汚染の除去等の対策を講じるよう指導しています。

(地盤沈下対策)

令和2年度の水準測量の結果では、阿賀野川河口を中心として、海岸部では年間1～2cm程度の沈下が継続しています。昭和35年に科学技術庁資源調査会は「地盤沈下の主

原因は、ガス・水の大量汲み上げである」ことを報告しています。その見解に基づいて、水溶性天然ガスや一般地下水の採取規制を行っています。その結果、地盤沈下はほぼ沈静化していますが、監視のため、国・新潟県と連携し、公共水準測量を実施します。また、監視に必要な観測所及び観測機器の維持管理を行います。



図表5-6 新潟・新発田地域地盤変動図 (R1.9.1-R2.9.1)

(5) 有害化学物質による環境汚染の防止

(ダイオキシン類の監視)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視として調査を実施しています。この法律では、大気・水質（水底の底質を含む）・土壌の環境基準が設定されており、令和2年度は33地点で調査を行い、河川1地点を除き、環境基準を達成しました。

(工場・事業場における発生源対策)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、令和元年度は廃棄物焼却炉などの特定施設を有する4事業場（5施設）について立入検査を実施し、全施設で排出基準を達成していることを確認しました。

(有害化学物質の排出量及び移動量の把握)

化学物質による環境汚染を防止するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく、PRTR制度*において、特定化学物質の使用状況を把握し、対象物質の排出量及び移動量について公表しています。

令和2年度のPRTR制度の届出数は252事業所でした。

(6) 監視体制の充実

(新潟地域公害防止計画)

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しいか又は著しくなるおそれがある地域において、環境大臣の策定指示により、関係都道府県知事が作成する計画です。新潟地域については、昭和50年以來8回にわたって公害防止計画が策定されています。現在は第8次公害防止計画に基づき、総合的な公害防止対策が講じられています。

(公害防止組織の整備)

公害防止のための組織を設置又は加入して、関係団体との連携を進めています。

新潟地区環境保全連絡協議会	環境保全のための知識や情報の交換
水質汚濁対策連絡協議会	信濃川・阿賀野川水系の水質保全
鳥屋野潟総合整備推進行政連絡会議等	鳥屋野潟・西川・新発田地区中小河川の水質保全
新潟東港背後地市町村環境対策協議会	新潟東港臨海工業地帯の公害防止
新潟県高速道路交通公害対策協議会等	高速道路や新幹線における騒音・振動の防止

(7) 移動しやすい交通環境の実現

本施策は、「第2章 低炭素社会の創造（3 低炭素型交通への転換）」において定める施策を推進することにより、実現を図りました（16ページから17ページ参照）。

2 良好な景観の形成

(1) 地域固有の景観特性に応じた景観形成

(景観計画、景観条例に基づくまちづくり)

新潟市景観計画*、新潟市景観条例*に基づき、良好な景観を形成するための方針や理念、行為の制限、建築物の形態や意匠など具体的な守るべき基準等を定めています。また、重点的に景観を保全する区域として景観特別区域を定めることで、それぞれの地域特性に応じた景観の形成を図っています。（二葉町1丁目1区地区、信濃川本川大橋下流沿岸地区、旧齋藤家別邸周辺地区、旧小澤家住宅周辺地区）

また、建築物等の新築、増築、改築等及び外観の変更並びに土地の形質の変更等、景観計画区域内における行為の届出に対しては景観アドバイザー制度*を活用し、指導・助言を行いながら、建築主や事業者に対する意識醸成を図り、良好な景観を形成しています。令和2年度の届出件数は110件でした。

(2) 市民等による良好な景観形成の支援

(景観形成にかかる活動支援)

一定の地区における景観の形成を目的とする組織を「景観形成推進組織」として認定し、その組織の活動に対して、初年度は20万円かつ2分の1以下、2～5年度は10万円かつ2分の1以下の費用の助成を行っております。令和2年度の助成実績はありませんでした。

3 歴史・文化遺産の継承と活用

(1) 歴史・文化遺産の継承と活用

(文化財の保存と活用)

市内各地域にある有形・無形の文化財など、先人が残した貴重な遺産を良好な状態で後世に引き継いでいくため、計画的な文化財調査を実施しています。国指定名勝「旧齋藤氏別邸庭園」(中央区)や国指定重要文化財「旧笹川家住宅」(南区)など、文化財の保存整備や管理運営を行うほか、毎年1月26日の文化財防火デー前後に全市で防火訓練を行うなど、文化財の保存・活用に努めています。また、新潟市文化財センター(西区)では、埋蔵文化財*の発掘調査や出土遺物の整理・保管・劣化著しい遺物の保存処理を行うほか、出土遺物・民俗資料の展示、勾玉作りなどの体験学習や発掘調査速報会の開催などを通じて、郷土の歴史により親しみを持てるよう情報発信を行っています。新潟市歴史博物館(中央区)では、本市の歴史に関わる常設展・企画展や、教育普及事業を行い、みなとまち新潟の歴史・文化の魅力を発信しています。

(史跡等の整備と活用)

史跡や歴史的建造物などは、周辺環境と一体となって歴史・文化を感じさせる風景を生み出しています。これらを整備することで、地域固有の風景を守っています。

また、国指定史跡「古津八幡山遺跡」(秋葉区)を適切に保存・活用していくため、保存活用計画に従い、史跡周辺の試掘・確認調査を実施しています。

(歴史的資料の保存と活用)

本市が所蔵する歴史的な公文書・行政刊行物や歴史文書、さらには民間所蔵の歴史文書などの歴史的資料の収集、保存、公開を図るとともに、令和2年度は、文書館の開館に向けて、旧太田小学校校舎(北区)の改修工事を行いました。

また、「新潟市歴史資料だより」の発行や、歴史講座の開催などにより、市民の郷土の歴史に対する関心と理解を深めるよう努めています。

4 自然災害への適応

(1) 災害予防対策の充実

(自主防災の促進)

地域防災力育成事業により、自主防災組織の結成促進と防災訓練の実施を促しました。令和2年度末時点で、自主防災組織の結成率は前年度から0.9%増加し、新潟市の世帯の91.0%となりました。また、避難行動要支援者対策として、災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者の名簿登録を進め、自主防災組織などの支援者に対して名簿を配付するとともに、避難行動要支援者一人ひとりに対する個別避難支援計画の策定を推進しています。令和2年度末時点では20,408人が登録し、個別避難支援計画の策定率は65.6%となりました。

(2) 災害応急対策の充実

(災害時の情報発信)

迅速かつ的確に災害対応を実施するため、市役所本館3階に災害対策センターを整備し、災害時情報システムや防災ウェブ会議システムを運用しているほか、必要に応じて避難情報などを緊急速報メールやにいがた防災メールなどで発信しています。

(3) 災害に強い社会基盤整備

(雨水貯留浸透対策推進事業)

雨水対策として、幹線管渠整備など雨水排除能力の増強に加え、雨水の貯留有効利用や地下浸

透などの促進により、雨水流出の抑制を図るとともに、適正な水循環の維持・形成に努めます。
 学校などでは貯留浸透施設の整備を推進し、また、開発行為に対しては雨水流出抑制技術指針により、雨水流出抑制施設（貯留池などの貯留施設及び浸透ます、透水性舗装などの浸透施設）の設置を協議しています。

【主な関連事業】

令和2年度実績	
○海岸事業	
◇新潟海岸直轄海岸保全施設整備事業 ・金衛町工区	
◇新潟海岸内野浜地区海岸侵食対策事業	
◇巻海岸四ツ郷屋地区海岸環境整備事業	
○治水事業	
◇阿賀野川河川改修事業 ・小杉地区（堤防侵食対策）	◇栗ノ木川広域連携（河川）事業
◇信濃川河川改修事業 ・大河津分水路改修	◇新井郷川広域河川改修事業（住宅特治） ・新井郷川排水機場～福島潟
◇信濃川本川下流改修事業 ・やすらぎ堤 ・天野地区河川防災ステーション ・小須戸橋架け替え ・戸石地区（河道掘削）	◇大通川広域河川改修事業 ◇鳥屋野潟流域治水対策河川事業 ・長潟工区、上沼工区 ◇福島潟流域治水対策河川事業（大規模） ◇中ノ口川広域河川改修事業 ・大野大橋～新飯田橋

5 環境保全のための事前配慮の推進

(1) 環境保全のための事前配慮

（環境影響評価制度）

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）とは、道路建設や最終処分場の設置など、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の内容を決めるにあたって、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、住民や自治体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていこうとするものです。

新潟市環境影響評価条例*における対象事業は、道路、鉄道、空港、発電所など（法の対象事業を除く）の他、廃棄物処理施設やスポーツ施設の設置など17種類の事業で、市域で実施される可能性がありかつ環境影響の程度が著しいおそれがあるものを規定しています。

(2) 小規模開発における事前協議

（指定開発事業事前届出制度）

開発行為や工場等の建築の際には、それぞれ法令等に基づき事前に審査が行われていますが、完成後に周辺の生活環境に影響を与えることがあり、公害苦情として問題化する場合も少なくありません。

このため本市では、このような環境問題を未然に防止するため、市生活環境保全条例により指定開発事業の事前届出制度を設け、開発行為や工場等の建築を行う前に環境に与える影響について事前審査を行い、環境基本計画に掲げる環境配慮指針を適正に運用するよう、届出者に対して文書で助言、指導又は勧告することになっています。令和2年度における指定開発事業実施届出件数は46件でした。

また、専用住宅以外のものを建築する場合には、建築確認申請の前に各区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）で事業内容の確認を行うことになっています。令和2年度の点検件数は357件でした。

(3) 環境情報の整備提供

(自然環境保全資料の活用)

本市域内に生息及び生育する希少種の種類やその生息地を明らかにし、公共事業や各種開発行為の際の「自然環境配慮」「希少野生生物種の保護対策」の基礎資料とするため、平成21年度に作成した新潟市版レッドデータブック*を活用しています。

(4) ユニバーサルデザイン*の推進

(ユニバーサルデザインの導入)

個人のさまざまな状況にかかわらず、一人ひとりがお互いを理解・尊重し、協働しながら環境づくりに取り組めるよう、ユニバーサルデザインの考え方を導入しています。

評価指標の達成状況

新潟市環境基本計画での指標項目	計画策定時点 (平成25年度)	実績 (令和2年度)	目標 (令和4年度)
生活環境における空気のきれいさ※ ₁ 沿道における空気のきれいさ※ ₂	0.007ppm 0.009ppm	0.005ppm 0.007ppm	現状より低減
水がよりきれいなランク※ ₃ になった河川・湖沼の水域数	—	0地点	3地点
食育・花育センターが実施する花育体験プログラム等の実施団体数	30団体	51団体	70団体
保育所、幼稚園、小学校の地域との連携による花育活動実施率	48%	47%	60%
植栽やビオトープ*づくり等、美しい農村景観の形成を行う農地の割合※ ₄	78%※ ₅	85.3%	90%

※₁ 一般環境大気測定局における二酸化窒素濃度

※₂ 自動車排ガス測定局における二酸化窒素濃度

※₃ ランクとは、河川・湖沼の類型(AA, A, B, C, D, E)に相当するようなきれいさとし、項目としてBOD*75%値/COD*75%値で評価

※₄ 農地、水路、農道等の質的向上を図る共同活動を支援する「資源向上支払交付金(多面的機能支払交付金事業)」の対象農地の割合

※₅ 当該項目のみ平成26年度の数値を記載

1 新潟市環境基本条例

平成8年7月2日
条例第20号

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策
 - 第1節 施策の基本方針（第8条）
 - 第2節 環境基本計画（第9条）
 - 第3節 環境の保全に関する基本施策（第10条－第20条）
 - 第4節 環境の保全等に関する協力（第21条・第22条）
 - 第5節 推進体制の整備（第23条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 大気、水、土壌、生物その他の環境の自然的構成要素及び文化財、歴史的建造物その他の環境の文化的構成要素並びにそれらにより構成される生態系、景観その他の相互作用に着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを良好な状態に維持し、又は形成することをいう。
- (2) 環境の保全上の支障 公害その他の人の健康若しくは生活環境に係る被害が生ずること、又は広く公共のために確保されることが不可欠な自然環境が適正に保全されないことをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が良好な環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう維持し、又は形成する責務を担っていることを共通の認識として、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、自然と人間との共生の下で、生産、消費等の

社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを共通の認識として、積極的に推進されなければならない。（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたっては、これに伴う公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に参画し、協力する責務を有する。（年次報告）

第7条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第8条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図るとともに、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 大気、水、土壌、生物等の自然を構成する要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、又は形成すること。
- (2) 生態系の多様性の確保及び希少な野生動植物の保護並びに樹林地、農地、水辺地等によって構成される多様な自然環境の適切な保全を図ることにより、自然と人間とが共生する豊かな環境を確保すること、及び人と自然との豊かなふれあいを確保すること。
- (3) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成並びに文化財その他の歴史的遺産等の保全及び活用を図り、個性豊かで文化の薫る快適な環境を創造すること。
- (4) 科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防止されるよう努めること。
- (5) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源及びエネルギーの消費の抑制並びにこれらの循環的な利用等を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

第2節 環境基本計画

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の大綱
- (3) 環境の保全に関する環境配慮のための指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ新潟市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めた場合は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全に関する基本施策

(市の施策の策定等にあたっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければならない。

(環境事前配慮の推進)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者があらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

第13条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を取ることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その者の経済的状況を勘案しつつ必要かつ適切な経済的助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(循環を基調とした社会資本の整備等)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築するため、市が自ら実施し、又は直接かかわる都市施設及び市街地開発事業その他の公共的事業に関し、効率的な物流、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び適正な水循環等が促進されるよう総合的かつ計画的な整備に努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施にあたって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と健全な利用の促進)

第15条 市は、自然環境の保全を総合的に推進するため、樹林地、水辺地等の多様な自然環境の保全を図るとともにそれらを核とした生物生息空間等の有機的な連携の確保を旨として、公園、

緑地その他の公共的施設の整備及び健全な利用の促進を図らなければならない。

2 市は、農地及び未利用地その他の民有地における自然環境の保全及びそれらの健全な利用を推進するため、土地所有者の環境の保全に関する自主的な取組が促進されるよう技術的支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、観測等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、環境の保全に資するため、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）に基づき、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(財政措置)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 環境の保全等に関する協力

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(国際協力)

第22条 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通して、環境の保全に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第5節 推進体制の整備

第23条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民、事業者及びこれらの者が組織する民間団体等との協働により、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

2 用語集

【英数】

	用語	解説
英数	BOD (生物化学的酸素要求量)	好気性バクテリアが、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の一つ。
	COD (化学的酸素要求量)	水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、過マンガン酸カリウムなど酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される、水質汚濁の指標の一つ。
	ESD (持続可能な開発のための教育)	ESD : Education for Sustainable Developmentの略。 地球温暖化・資源などの環境的視点、貧困削減・企業の社会的責任などの経済的視点、雇用・男女平等・平和・人権などの社会・文化的視点から、より質の高い生活を次世代も含むすべての人々にもたらすことのできる開発や発展を目指した教育であり、持続可能な未来や社会の構築のために行動できる人の育成を目的としている。
	HEMS	住宅エネルギーマネジメントシステム (Home Energy Management System) の略。
	NPO	「NonProfit Organization」非営利組織。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民が主体となって社会的な公益活動を行う組織・団体。そのうち、特定非営利活動促進法 (NPO法) により、法人格を認証された団体を特定非営利活動法人 (NPO法人) という。
	PRTR制度	人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境 (大気、水、土壌) へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所以外へ移動する量を事業者が自ら把握し国に届出し、国は届出データや推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度。
	3R	3Rとは、リデュース (Reduce : 発生抑制)、リユース (Reuse : 再利用)、リサイクル (Recycle : 再生利用) の3つ頭文字をとったもの。

	用語	解説
あ行	アグリパーク	農業に触れ、親しみ、農業を学ぶ場を提供する、日本初の公立教育ファーム。宿泊施設を備えた農業体験学習施設。
	いくとびあ食花	本市が誇る食と花をメインテーマに、さまざまな体験と交流ができるエリア。エリア内には、食育・花育センター、こども創造センター、動物ふれあいセンター、食と花の交流センターの4施設がある。
	エコドライブ	急発進・急ブレーキを避ける、タイヤの空気圧を適正にするなど省エネルギーのほか、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。
	エコやるてば!	新潟市内の環境講座やイベントの開催案内・実施状況など環境に関する情報を掲載する市民のための環境総合サイト。
	エネルギーマネジメントシステム	EMS (Energy Management System)。情報通信技術を活用し、電気やガスなどのエネルギーの使用状況を適切に把握、管理し、最適化するシステム。対象によりHEMS (家庭)、BEMS (ビル)、FEMS (工場)、CEMS (地域) などと称される。
	オンサイトPPAモデル	敷地や建物の屋根を発電事業者に提供し、発電事業者の費用で太陽光発電設備などを設置、維持管理を行いながら発電した電気を購入する仕組み。 PPA : Power Purchase Agreement (電力購入契約) の略
か行	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な「排出量」から、植林、森林管理などによる人為的な「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	ガスコージェネレーション	ガスにより電気と熱を作りだし、利用すること。
	化石燃料	石油、石炭、天然ガスなど、動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて作られた有機物の燃料。
	合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水等の汚水を処理するために設置される浄化施設。
	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
	環境モデル都市	温室効果ガス排出量の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組みにチャレンジする都市。
	基幹公共交通軸	都心部を中心に主要な拠点を結ぶ公共交通の軸。
	区バス	政令指定都市移行による区制の導入に伴い、区役所までの移動など新たな移動ニーズや、区のまちづくりに対応するため、区ごとで検討した路線を運行するバス。
	グリーンカーテン	ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物をネットなどに這わせ、窓を覆ったもの。窓からの日差しを遮り、植物の葉の蒸散効果によって室内温度の上昇を抑えるなどの利点がある。
	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを選んで購入すること。

か行	クリーンにいがた推進員制度	新ごみ減量制度を円滑に実施するため、クリーンにいがた推進員を登録し、地域における「3R」「適正な分別排出」「環境美化の促進及び普及啓発」を図るリーダーとしての役割を担うことを目的とした制度。
	グリーン物流	効率的な輸送やエコドライブの実施など、環境に配慮した物流のこと。
	景観アドバイザー制度	建築物や工作物、広告物等のデザインについて、周辺環境に調和させるにはどのようなことに配慮したら良いかなどの観点から、専門家によるアドバイスを受けられる制度。
	景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。
	健幸都市づくり (スマートウエルネスシティ)	「健康」＋「幸福」の造語で、身体面での健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れるまちづくり。スマートは「賢い」、ウエルネスは一般に「健康」を意味する。
	広域交通拠点	駅や港、空港など、広域交通ネットワークを有する拠点施設。
さ行	再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス（動植物由来の有機物）など、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO ₂ を排出しない（増加させない）」などの特徴がある。
	里湯	人々の関わりによって物質循環が維持され、多様な動植物の生息・生育する豊かな環境が保たれるとともに、人々の暮らしや文化、景観と深くかかわる、自然と人が共存する湯のこと。
	事業系廃棄物処理ガイドライン	事業活動に伴い発生する廃棄物の分け方、適正な処理方法について掲載しているガイドライン。
	自助、共助、公助	「自助」は、一人ひとりが自ら取り組むこと。「共助」は、地域や身近にいる人どうしと一緒に取り組むこと。「公助」は、国や地方公共団体が取り組むこと。3つの連携が円滑なほど、災害の被害は軽減できる。
	自動車総トリップ数	人がある目的をもって、ある地点からある地点へ移動する単位、及びその数をトリップといい、自動車を利用したトリップの総数のこと。
	シニア半わり	本市在住の65歳以上の方を対象にバス運賃を半額にすることで、外出しやすい環境を提供し、公共交通による外出頻度の増加や健康寿命の延伸を図る取り組み。
	住民バス	公共交通空白・不便地域において、地域住民が主体となって運営・運行するバス。
	循環型社会	廃棄物等の排出抑制、資源利用、適正処分の徹底により実現される天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。
	省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。
	新ごみ減量制度	これまでごみとして出されてきたものの中から、資源を分別することで最終的に焼却・埋立てされる量を極力削減することを目的に、「10種13分別」とし、「ごみは有料、資源は無料」とした制度。2008年6月から制度開始。
	スマートエネルギーシティ	エネルギーマネジメントを都市レベルで実施するもの。
	生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのこと。生物の多様性に関する条約（1993年5月締結）では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。
	ゼロカーボンシティ	2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を、首長もしくは地方公共団体が公表した都道府県または市町村。
	た行	単独処理浄化槽
地域コミュニティ協議会		市民と市が協働して、地域のまちづくりやその他の諸課題に取り組み、市民自治の推進を図るため、概ね小学校区を基本単位として、自治会・町内会を中心に様々な団体等で構成された組織。
蓄電池		電気を貯めたり使ったりできる装置のこと。
超コンパクトモビリティ		自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両。
低炭素型交通		公共交通機関の利用、低公害車の導入など、地球温暖化に配慮した交通。
低炭素社会		化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。
低炭素モビリティ		温室効果ガスの排出が抑制された自動車。

	電気自動車	電気をエネルギー源としてモーターを回して走る自動車。
	特定外来生物	外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると懲役、または罰金が課せられる。
な 行	新潟市環境影響評価条例	新潟市環境基本条例の理念に基づき、道路建設や住宅団地の造成など大規模な開発事業を行う場合、事業利益や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめ検討し、環境への影響を可能な限り回避・低減することを目的に策定された条例。
	新潟市環境基本条例	環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた条例。
	新潟市景観計画	景観法の制定を受け、市の独自条例による取り組みから、同法による景観形成に移行し誘導強化を図るため策定された計画。
	新潟市景観条例	景観法の施行に関して必要な事項その他良好な景観の形成のために必要な事項を定めることにより、同法第8条第1項に規定する景観計画の推進を図ることを目的とした条例。
	新潟市地球温暖化対策実行計画 (地域推進版) ～環境モデル都市推進プラン～	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した計画で、低炭素社会の実現と、気候変動による影響の回避・軽減に向けた本市の取り組みを記載。
	にいがた市民環境会議	市民・事業者・行政が緩やかに連携し、さまざまな環境情報の収集・発信を通じて、参加団体の自主的な環境保全活動を推進することを目的とする団体。市内の市民団体、事業者など31団体が参加（令和3年9月現在）。
	新潟市レッドデータブック	新潟市域に生息・生育する野生生物のうち、絶滅のおそれのある野生生物の情報を取りまとめた本。
	新潟水俣病	メチル水銀化合物に汚染された魚介類を長期間たくさん食べることによって起きる中毒性の神経系疾患。新潟県では1965年に阿賀野川流域で発生が確認された。
	二番穂	稲刈りをした後の株に再生した稲穂。
	ニューフードバレー	農業や研究機関を含めた食産業全体が連携し、ともに成長産業として、一体となって発展を目指す取り組み。
	燃料電池自動車	水素と酸素の化学反応により燃料電池で発電した電気エネルギーを使ってモーターを回して走る自動車。
	農業系バイオマス資源	稲作から発生する稲わらやもみ殻等、農業から発生するバイオマス資源。
	農業の低炭素化	農業で使用する化石燃料のバイオマス燃料への転換や、農業関連施設への再生可能エネルギーの導入などを通じて、温暖化対策を実施すること。
は 行	バイオマス	木材、海草、生ごみ、紙、動物の糞尿、プランクトンなど、再生可能な動植物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。
	ハイブリッド車	「エンジンとモーター」といった、2種類の異なる動力源を搭載する自動車。
	パークアンドライド	マイカーなどを最寄りの鉄道駅やバス停留所に設けられた駐車場に止め、公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう方法。
	ビオトープ	ドイツ語で生物を表す「ビオ」と場所や地域を表す「トープ」を組み合わせた言葉。生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を指す。
	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）	東アジアにおいて酸性雨問題への共通理解を形成し、酸性雨による環境への悪影響を防止するための政策決定に有益な情報を提供し、参加国間での協力を推進することを目的に、1998年に設けられた東アジアにおける政府間の枠組み。
	フードマイレージ	食料が産地から消費地まで運ばれるまでの輸送に係る燃料・CO ₂ 排出量を、その距離と重量で数値化した指標。
	分散型電源	需要地に隣接して分散配置される小規模な発電設備全般。
	ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例	屋外の公共の場所（道路・公園・広場・河川・港湾・海岸など一般の人が自由に利用できる公共の場所、また、市役所・区役所の敷地）でのぼい捨てや飼い犬・猫のふんの放置、路上喫煙制限地区内の屋外の公共の場所での路上喫煙の禁止などについて定めた条例。
ま 行	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）のこと。
	モーダルシフト	モーダルシフトとは、トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。
	モビリティ・マネジメント	「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（=かしく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組み。
や 行	ユニバーサルデザイン	すべての人のための計画・設計を意味し、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインしていくこと。

ら 行	ラムサール条約	正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。締約国が国際協力により湿地の保全や賢明な利用を進めることが目的。締約国には、国際的に重要な湿地の登録や、登録地の保全と国内湿地の適正利用促進計画の作成、湿地管理者への研修の促進、国際協力の推進などが求められる。
	リサイクル率	ごみの総排出量のうち、資源化した量の割合。

編集・発行

新潟市 環境部 環境政策課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL : 025 (226) 1363

MAIL : kansei@city.niigata.lg.jp



新潟市の鳥「ハクチョウ」
シンボルマーク



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。